

柏原市地域防災計画

【資料編】

（素 案）

＜修正箇所の凡例＞

令和３年度の改定箇所

令和４年２月

柏原市防災会議

目 次

資料編

(資料一)

資料 1	土石流危険渓流	1
資料 2	地すべり危険箇所、地すべり防止区域	3
資料 3	急傾斜地崩壊危険箇所	4
資料 4	土砂災害警戒区域等一覧	8
資料 5	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流失危険地区） ..	18
資料 6	宅地造成工事規制区域指定	18
資料 7	土砂災害警戒区域等位置図	19
資料 8－1	大和川洪水浸水想定区域	20
資料 8－2	大和川水系石川洪水浸水想定区域図	22
資料 8－3	大和川水系原川洪水浸水想定区域図	24
資料 9	避難指示等の発令対象人口等	25
資料 10	柏原市防災会議条例	26
資料 11	柏原市防災会議運営要綱	28
資料 12	柏原市防災会議委員一覧	30
資料 13	柏原市災害対策本部条例	32
資料 14	柏原市災害対策本部運営要綱	33
資料 15	河川・水路・水防ため池一覧	35
資料 16	重要水門こう門一覧表	38
資料 17	排水施設	39
資料 18	汚水排水施設（マンホールポンプ場）	40
資料 19	貯留施設	41
資料 20	水防倉庫及び資機材一覧	42
資料 21	水道施設の概況	43
資料 22	火葬施設	44
資料 23	し尿処理施設	44
資料 24	廃棄物処理施設	44
資料 25	一般廃棄物収集・し尿収集許可業者一覧	44
資料 26	浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法	45
資料 27	土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法	48
資料 28	防災備蓄拠点等一覧	49
資料 29	防災用備蓄物資・資機材一覧	50
資料 30	消防水利の状況	52

資料 31	柏原市消防団の現況	53
資料 32	市内災害医療機関	55
資料 33	緊急交通路一覧	56
資料 34	緊急交通路選定図	57
資料 35	災害時用臨時ヘリポート一覧	58
資料 36	指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所一覧	59
資料 37	広域避難場所	60
資料 38	避難路一覧	60
資料 39	避難路	63
資料 40	避難所担当課一覧	64
資料 41	応急仮設住宅建設候補地一覧	65
資料 42	公用車保有状況一覧	67
資料 43	緊急通行車両確認証明書	68
資料 44	緊急通行車両標章	68
資料 45	大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について	69
資料 46	柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例	70
資料 47	柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	77
資料 48	災害時応援協定一覧	83
資料 49	避難情報等の発令基準	87
資料 50	非常招集報告書	95
資料 51	通信窓口一覧	97
資料 52	被害概況報告書	101
資料 53	被害状況等報告様式	102
資料 54	公用令書	107
資料 55	自衛隊災害派遣等様式	110
資料 56	地すべり・急傾斜地災害報告	112
資料 57	土石流災害報告	115
資料 58	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	117
資料 59	避難者カード	124
資料 60	避難所状況報告書	125
資料 61	食糧依頼伝票	126
資料 62	物資依頼伝票	127
資料 63	物資管理簿	128

資料１ 土石流危険溪流

令和３年12月1日現在

ランクⅠ

箇所番号	溪流名	河川名	箇所番号	溪流名	河川名
I-015-001	来迎谷	恩智川	I-015-031	青谷川左第一支溪	青谷川
I-015-002	薬師谷	恩智川	I-015-032	堅上小谷第一支溪	大和川
I-015-003	恩智川	恩智川	I-015-033	堅上小谷第二支溪	大和川
I-015-004	南谷	恩智川	I-015-034	青谷東支溪	大和川
I-015-005	谷山溪	恩智川	I-015-035	峠川	大和川
I-015-006	宮山溪	恩智川	I-015-036	清水谷	大和川
I-015-007	宮山溪左支溪	恩智川	I-015-037	亀の瀬東谷	大和川
I-015-008	大久保谷	恩智川	I-015-038	頭谷	大和川
I-015-009	岩崎谷	恩智川	I-015-039	東条東大谷第一支	大和川
I-015-010	観音谷	恩智川	I-015-040	東条東大谷第二支	大和川
I-015-011	観音谷左支溪	恩智川	I-015-041	東条東大谷第三支	大和川
I-015-012	津超右支溪	大和川	I-015-042	日ノ谷	大和川
I-015-013	津超溪	大和川	I-015-043	日ノ谷第一支溪	大和川
I-015-014	善光寺谷	大和川	I-015-044	日ノ谷第二支溪	大和川
I-015-015	高井田川	高井田川	I-015-045	日ノ谷第三支溪	大和川
I-015-016	生津川	高井田川	I-015-046	日ノ谷第四支溪	大和川
I-015-017	高井田川左支溪	高井田川	I-015-047	日ノ谷第五支溪	大和川
I-015-018	床井谷溪	高井田川	I-015-048	日ノ谷第六支溪	大和川
I-015-019	高井田南支溪	大和川	I-015-049	舍利山溪	大和川
I-015-020	道明寺第一支溪	大和川	I-015-050	田辺第一溪	原川
I-015-021	道明寺第二支溪	大和川	I-015-051	田辺第二溪	原川
I-015-022	道明寺第三支溪	大和川	I-015-052	田辺第三溪	原川
I-015-023	西羅川右支溪	青谷川	I-015-053	奥山大谷	原川
I-015-024	苺谷	青谷川	I-015-054	奥山谷	原川
I-015-025	菖蒲谷	青谷川	I-015-055	小松川右第一支川	原川
I-015-026	キュウリ谷	青谷川	I-015-056	小松川右第二支川	原川
I-015-027	西羅川左第三支溪	青谷川	I-015-057	支流	大和川
I-015-028	西羅川左第二支溪	青谷川	I-015-058	支流	高井田川
I-015-029	西羅川左第一支溪	青谷川	I-015-059	支流	大和川
I-015-030	青谷川左第二支溪	青谷川			

ランクⅡ

箇所番号	溪流名	河川名
Ⅱ-015-001	支流	高井田
Ⅱ-015-002	支流	大和川
Ⅱ-015-003	支流	大和川
Ⅱ-015-004	支流	大和川
Ⅱ-015-005	支流	大和川
Ⅱ-015-008	支流	大和川
Ⅱ-015-009	支流	大和川
Ⅱ-015-0010	支流	大和川
Ⅱ-015-0011	支流	青谷川

ランクⅢ

箇所番号	溪流名	河川名
Ⅲ-015-001	支流	大和川
Ⅲ-015-002	支流	大和川
Ⅲ-015-003	支流	大和川
Ⅲ-015-004	支流	大和川
Ⅲ-015-005	支流	大和川
Ⅲ-015-006	支流	大和川
Ⅲ-015-007	支流	原 川

資料2 地すべり危険箇所、地すべり防止区域

令和3年12月1日現在

<u>地すべり危険箇所点検に基づく地すべり危険箇所</u> (平成15年3月公表)		<u>地すべり等防止法の規定による指定区域</u>	<u>所在地</u>
<u>危険箇所番号</u>	<u>箇所名</u>	<u>区域の名称</u>	
<u>53</u>	<u>清水谷</u>	<u>清水谷（亀の瀬）</u>	<u>柏原市</u>
<u>54</u>	<u>高井田</u>		<u>柏原市</u>
<u>55</u>	<u>青谷</u>		<u>柏原市</u>
<u>56</u>	<u>西旭ヶ丘</u>	<u>西旭ヶ丘</u>	<u>柏原市旭ヶ丘二丁目</u>
<u>57</u>	<u>田辺二丁目</u>		<u>柏原市田辺二丁目</u>
<u>58</u>	<u>旭ヶ丘</u>	<u>旭ヶ丘</u>	<u>柏原市旭ヶ丘四丁目</u>

資料3 急傾斜地崩壊危険箇所

令和3年12月1日現在

ランクⅠ（人工斜面）

箇所名	位置
平野	柏原市平野2丁目
畑	柏原市雁多尾畑

ランクⅠ（自然斜面）

箇所名	位置	箇所名	位置
本堂	柏原市本堂	本町（2）	柏原市国分本町5丁目
山ノ井	柏原市山ノ井町	国分本町	柏原市国分本町4丁目
平野（2）	柏原市平野2丁目	本町（3）	柏原市国分本町7丁目
平野（3）	柏原市平野2丁目	玉手	柏原市玉手町
平野（4）	柏原市平野2丁目	円明	柏原市円明町
平野（5）	柏原市平野2丁目	青谷（3）	柏原市青谷
大県（1）	柏原市大県4丁目	青谷（4）	柏原市青谷
大県（2）	柏原市大県4丁目	国分東条町	柏原市国分東条町
畑（2）	柏原市雁多尾畑	東条	柏原市国分東条町
畑（3）	柏原市雁多尾畑	国分本町（2）	柏原市国分本町7丁目
畑（4）	柏原市雁多尾畑	畑（26）	柏原市雁多尾畑
畑（5）	柏原市雁多尾畑	高井田（3）	柏原市高井田
畑（6）	柏原市雁多尾畑	高井田（4）	柏原市高井田
畑（7）	柏原市雁多尾畑	国分市場1丁目（1）	柏原市国分市場1丁目
峠	柏原市峠	国分市場1丁目（2）	柏原市国分市場1丁目
太平寺	柏原市太平寺	青谷（6）	柏原市青谷
安堂	柏原市安堂町	青谷（12）	柏原市青谷
堅上	柏原市青谷	青谷（11）	柏原市青谷
青谷（1）	柏原市青谷	国分本町4丁目（1）	柏原市国分本町4丁目
青谷（2）	柏原市青谷	国分本町4丁目（2）	柏原市国分本町4丁目
市場（1）	柏原市国分市場1丁目	国分本町7丁目（1）	柏原市国分本町7丁目
本町（1）	柏原市国分本町5丁目		

ランクⅡ（自然斜面）

箇所名	位置	箇所名	位置
山ノ井町（２）	柏原市山ノ井町	畑（13）	柏原市雁多尾畑
山ノ井町（３）	柏原市山ノ井町	畑（12）	柏原市雁多尾畑
平野（７）	柏原市平野２丁目	畑（14）	柏原市雁多尾畑
本堂（２）	柏原市本堂	安堂町（２）	柏原市安堂町
本堂（３）	柏原市本堂	安堂町（３）	柏原市安堂町
本堂（５）	柏原市本堂	高井田（１）	柏原市高井田
本堂（６）	柏原市本堂	高井田（２）	柏原市高井田
本堂（４）	柏原市本堂	青谷（５）	柏原市青谷
平野（６）	柏原市平野２丁目	市場（２）	柏原市国分市場1丁目
大県（３）	柏原市大県４丁目	青谷（10）	柏原市青谷
太平寺2丁目	柏原市太平寺２丁目	青谷（９）	柏原市青谷
畑（16）	柏原市雁多尾畑	国分市場2丁目（1）	柏原市国分市場2丁目
畑（15）	柏原市雁多尾畑	東条町（２）	柏原市国分東条町
横尾（１）	柏原市雁多尾畑	玉手町（１）	柏原市玉手町
横尾（２）	柏原市雁多尾畑	玉手町（２）	柏原市玉手町
横尾（３）	柏原市雁多尾畑	玉手町（３）	柏原市玉手町
畑（17）	柏原市雁多尾畑	旭ヶ丘2丁目（１）	柏原市旭ヶ丘2丁目
畑（８）	柏原市雁多尾畑	田辺2丁目（１）	柏原市田辺2丁目
畑（９）	柏原市雁多尾畑	田辺2丁目（３）	柏原市田辺2丁目
畑（10）	柏原市雁多尾畑	東条町（３）	柏原市国分東条町
畑（18）	柏原市雁多尾畑	東条町（４）	柏原市国分東条町
畑（19）	柏原市雁多尾畑	東条町（５）	柏原市国分東条町
畑（20）	柏原市雁多尾畑		

ランクⅢ（自然斜面）

箇所名	位置	箇所名	位置
平野（10）	柏原市平野	青谷（14）	柏原市青谷
本堂（7）	柏原市本堂	青谷（15）	柏原市青谷
本堂（8）	柏原市本堂	青谷（16）	柏原市青谷
畑（21）	柏原市雁多尾畑	東条町（6）	柏原市国分東条町
畑（22）	柏原市雁多尾畑	東条町（7）	柏原市国分東条町
本堂（9）	柏原市本堂	国分市場1丁目（3）	柏原市国分市場
本堂（10）	柏原市本堂	東条町（8）	柏原市国分東条町
畑（23）	柏原市雁多尾畑	東条町（9）	柏原市国分東条町
平野（8）	柏原市平野	玉手町（4）	柏原市玉手町
平野（9）	柏原市平野	円明町（1）	柏原市円明町
平野（11）	柏原市平野	東条町（10）	柏原市国分東条町
太平寺（1）	柏原市太平寺	田辺2丁目	柏原市田辺2丁目
畑（24）	柏原市雁多尾畑	旭ヶ丘4丁目（2）	柏原市旭ヶ丘4丁目
安堂町（1）	柏原市安堂町	旭ヶ丘4丁目（3）	柏原市田辺2丁目
安堂町（2）	柏原市安堂町	田辺2丁目（4）	柏原市田辺2丁目
畑（25）	柏原市雁多尾畑		

急傾斜地崩壊防止区域・災害危険区域

令和3年12月1日現在

区域名	所在地	指定年月日	指定面積 (㎡)	保全人 家戸数 (戸) ※指定時	種別	防災工事 関係
峠	柏原市大字峠 18-3 他	昭和51年 7 月30日	31, 420	33	1 種	昭和 58 年概成
国分本町	柏原市国分本町 4-599-1 地先	昭和62年 3 月30日 (追加)	939	6	1 種	昭和 63 年概成
		平成 7 年 3 月31日	1, 711 計 2, 650	7 計 13		
堅上	柏原市青谷	平成 2 年 3 月30日	4, 925	24	1 種	平成 3 年概成
畑 (5)	柏原市雁多尾畑	平成 4 年 3 月30日	3, 850	6	1 種	平成 6 年概成
本町 (2)	柏原市国分本町	平成 4 年 3 月30日	4, 767	18	1 種	平成 6 年概成
東条	柏原市国分東条町	平成 7 年 3 月31日	1, 352	8	1 種	平成 7 年概成
本町 (1)	柏原市国分市場 1 丁目	平成13年 6 月15日	6, 808	31	1 種	平成 12 年概成
畑 (8)	柏原市雁多尾畑	平成17年 4 月 5 日	2, 132	8	1 種	平成 18 年概成
東条 (11)	柏原市国分東条町	平成21年 3 月31日	2, 725	18	1 種	平成 21 年概成
畑 (2)	柏原市雁多尾畑	平成22年 3 月31日	5, 414	14	1 種	平成 24 年概成
畑 (4)	柏原市雁多尾畑	平成27年 3 月24日	13, 478	39	1 種	令和 2 年概成

資料4 土砂災害警戒区域等一覧

令和3年12月1日時点

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告示番号	指 定 年月日	告示番号
1	本堂	本堂(7)	K22100010	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
2	本堂	本堂(9)	K22100030	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
3	本堂	本堂(16)	K22100050	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
4	本堂	本堂(17)	K22100060	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
5	本堂	本堂(18)	K22100070	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
6	本堂	本堂(19)	K22100080	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
7	本堂	本堂(20)	K22100090	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
8	本堂	本堂(21)	K22100100	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
9	本堂	本堂(22)	K22100110	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
10	本堂	本堂(23)	K22100120	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
11	雁多尾畑	畑(21)	K22100230	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
12	雁多尾畑	畑(25)	K22100330	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
13	雁多尾畑	畑(29)	K22100510	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
14	雁多尾畑	畑(34)	K22100560	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
15	雁多尾畑	畑(12)	K22100610	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
16	雁多尾畑	畑(13)	K22100620	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
17	国分東条町	東条町(9)	K22100160	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
18	国分東条町	東条町(10)	K22100400	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
19	本堂	本堂(12)	K22100460	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
20	雁多尾畑	畑(11)	K22100500	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
21	安堂町	安藤町(1)	K22100310	平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号
22	安堂町	安藤町(2)	K22100320	平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号
23	高井田	高井田(7)	K22100680	平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	平成21年 3月31日	大阪府告示 第555号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告示番号	指 定 年月日	告示番号
24	玉手町	玉手町(4)	K22100380	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
25	国分市場一丁目	国分市場 一丁目(3)	K22100370	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
26	国分市場一丁目	国分市場 一丁目(5)	K22101840	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
27	国分市場一丁目	市場(2)	K22101830	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
28	円明町	円明町(1)	K22100390	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
29	円明町	円明町(2)	K22100720	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
30	田辺二丁目	田辺二丁目	K22100410	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
31	田辺二丁目	田辺二丁目 (2)	K22101860	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
32	田辺二丁目	田辺二丁目 (4)	K22100440	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
33	旭ヶ丘四丁目	旭ヶ丘四丁目 (3)	K22100430	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
34	旭ヶ丘四丁目	旭ヶ丘四丁目 (4)	K22101850	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
35	青谷	青谷(14)	K22100340	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
36	平野	平野(9)	K22100270	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
37	平野	平野(10)	K22100280	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
38	雁多尾畑	畑(24)	K22100300	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
39	雁多尾畑	畑(40)	K22101750	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
40	雁多尾畑	畑(41)	K22101760	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
41	雁多尾畑	畑(42)	K22101770	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
42	雁多尾畑	畑(43)	K22101780	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
43	雁多尾畑	畑(45)	K22101800	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
44	雁多尾畑	畑(46)	K22101810	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
45	雁多尾畑	畑(47)	K22101820	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 555 号
46	東条町	東条町(2)	K22101100	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号
47	田辺二丁目	田辺二丁目 (1)	K22101150	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号
48	円明町	円明(2)	K22101890	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 162 号	平成 22 年 2 月 1 日	大阪府告示 第 163 号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
49	平野	平野(12)	K22101880	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
50	青谷	青谷(13)	K22100700	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 518 号
51	国分市場一丁目	市場(2)	K22101060	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 517 号	-	-
52	山ノ井町	薬師谷	D22100020	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
53	山ノ井町	南谷	D22100040	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
54	平野	谷山溪(1)	D22100051	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
55	平野	宮山溪	D22100060	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
56	大県	岩崎谷(1)	D22100091	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
57	大平寺	観音谷	D22100100	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
58	雁多尾畑	高井田川	D22100150	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
59	雁多尾畑	高井田川 左1右一	D22100160	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
60	高井田	床井谷溪	D22100200	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
61	高井田	高井田川 左1	D22100190	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
62	雁多尾畑	高井田川 左1右二	D22100170	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
63	雁多尾畑	青谷川 左2左一	D22100320	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
64	青谷	青谷川	D22100280	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
65	青谷	青谷東 第二支溪	D22100430	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
66	峠	青谷東 第四支溪	D22100450	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
67	峠	峠川西 第一支溪	D22100460	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
68	峠	峠川西 第二支溪	D22100470	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
69	峠	峠川	D22100480	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
70	峠	清水谷	D22100500	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
71	峠	頭谷	D22100940	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
72	雁多尾畑	雁多尾畑東右 1	D22100930	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
73	雁多尾畑	雁多尾畑東右 2	D22100920	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
74	青谷	青谷川右1	D22100840	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
75	雁多尾畑	雁多尾畑東右 3	D22100910	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
76	雁多尾畑	雁多尾畑東右 4	D22100900	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
77	国分東条町	東条東大谷 第一支溪右1	D22100510	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
78	国分東条町	東条東大谷 第一支溪	D22100520	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
79	国分東条町	東条東大谷 第一支溪左1	D22100530	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
80	国分東条町	東条東大谷 第三支溪右1	D22100540	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
81	国分東条町	国分東条 第二支溪右1	D22100560	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
82	国分東条町	国分東条 第三支溪	D22100580	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
83	国分東条町	日ノ谷	D22100590	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	-	-
84	国分東条町	日ノ谷 第二支溪	D22100610	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
85	国分東条町	日ノ谷 第三支溪	D22100620	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
86	国分東条町	日ノ谷 第三支溪左1	D22100630	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
87	国分東条町	日ノ谷 第六支溪	D22100650	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
88	田辺二丁目	地藏ヶ谷右1	D22100700	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
89	田辺二丁目	地藏ヶ谷	D22100710	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
90	田辺二丁目	地藏ヶ谷左1	D22100720	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
91	旭ヶ丘四丁目	奥山大谷東谷	D22100730	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
92	旭ヶ丘四丁目	奥山大谷	D22100740	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
93	旭ヶ丘四丁目	奥山谷	D22100750	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
94	雁多尾畑	立野南(001)	立野南 001	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 591 号	平成 24 年 3 月 30 日	大阪府告示 第 592 号
95	国分東条町	東条町(7)-1	K22100141	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
96	国分東条町	東条町(7)-2	K22100142	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
97	国分東条町	東条町(8)	K22100150	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
98	雁多尾畑	畑(22)-1	K22100241	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
99	雁多尾畑	畑(22)-2	K22100242	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
100	雁多尾畑	畑(23)	K22100250	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
101	国分東条町	東条町(18)	K22100710	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
102	雁多尾畑	畑(5)-1	K22100431	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
103	雁多尾畑	畑(5)-3	K22100433	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
104	雁多尾畑	畑(5)-4	K22100434	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
105	雁多尾畑	畑(5)-6	K22100436	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
106	雁多尾畑	畑(5)-2	K22100432	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
107	雁多尾畑	畑(8)	K22100920	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
108	国分本町五丁目	本町(1)-1	K22101651	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
109	国分本町五丁目	本町(1)-3	K22101653	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
110	国分本町五丁目	本町(2)	K22101660	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
111	国分本町四丁目	国分本町-1	K22101671	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
112	国分本町四丁目	国分本町-2	K22101672	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
113	国分東条町	国分東条町	K22101580	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
114	国分東条町	東条	K22101590	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
115	雁多尾畑	本堂(15)	K22100490	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
116	青谷	堅上	K22101560	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
117	雁多尾畑	畑(2)	K22101390	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	—	—
118	国分東条町	東条町(3)	K22101170	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
119	国分東条町	東条(2)	K22101900	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2255 号	平成 25 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2256 号
120	雁多尾畑	畑(13)	K22100980	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
121	雁多尾畑	畑(27)	K22101210	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
122	雁多尾畑	畑(26)	K22101410	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
123	雁多尾畑	畑(4)－1	K22101421	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告示番号	指 定 年月日	告示番号
124	雁多尾畑	畑(4)－2	K22101422	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
125	雁多尾畑	畑(4)－3	K22101423	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
126	雁多尾畑	畑(7)	K22101450	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
127	安堂	安堂－1	K22101461	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
128	安堂	安堂－2	K22101462	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 27 年 4 月 6 日	大阪府告示 第 557 号
129	青谷	青谷(12)	K22101600	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
130	国分本町四丁目、 国分本町六丁目	国分本町 四丁目(2)	K22101690	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
131	国分本町七丁目	本町(3)	K22101700	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
132	雁多尾畑	畑(5)－5	K22100435	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	—	—
133	雁多尾畑	畑(16)－1	K22100861	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
134	雁多尾畑	畑(16)－2	K22100862	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
135	雁多尾畑	畑(15)	K22100870	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
136	雁多尾畑	横尾(1)	K22100880	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
137	雁多尾畑	横尾(2)	K22100890	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
138	雁多尾畑	横尾(3)	K22100900	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
139	雁多尾畑	畑(17)	K22100910	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
140	雁多尾畑	畑(8)－1	K22100921	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
141	雁多尾畑	畑(9)－1	K22100931	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
142	雁多尾畑	畑(9)－2	K22100932	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
143	雁多尾畑	畑(10)	K22100940	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
144	雁多尾畑	畑(18)	K22100950	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
145	雁多尾畑	畑(19)	K22100960	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
146	雁多尾畑	畑(20)	K22100970	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
147	雁多尾畑	畑(12)	K22100990	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
148	雁多尾畑	畑(14)	K22101000	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告示番号	指 定 年月日	告示番号
149	雁多尾畑	畑(28)	K22101220	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
150	雁多尾畑	畑(3)	K22101400	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
151	雁多尾畑	畑(6)-1	K22101441	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
152	雁多尾畑	畑(6)-2	K22101442	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
153	雁多尾畑	畑-1	K22101741	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
154	雁多尾畑	畑-2	K22101742	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
155	平野二丁目	平野(6)	K22100830	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
156	平野二丁目	平野(2)	K22101320	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
157	平野二丁目	平野(3)	K22101330	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
158	平野二丁目及び平野	平野(4)-1	K22101341	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
159	平野二丁目及び平野	平野(4)-2	K22101342	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
160	平野二丁目	平野(5)-1	K22101351	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
161	平野二丁目	平野(5)-2	K22101352	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
162	平野二丁目	平野(5)-3	K22101353	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
163	平野二丁目	平野-1	K22101731	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
164	平野二丁目	平野-2	K22101732	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
165	山ノ井町	山ノ井町(2)	K22100750	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
166	山ノ井町	山ノ井町 (3)-1	K22100761	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
167	山ノ井町	山ノ井町 (3)-2	K22100762	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
168	山ノ井町及び平野二丁目	平野(7)	K22100770	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
169	山ノ井町	山ノ井	K22101310	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 483 号	平成 27 年 3 月 26 日	大阪府告示 第 485 号
170	国分東条町及び大字 青谷	東条町(6)	K22100130	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
171	大字大泉	平野(8)	K22100260	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
172	大字青谷	青谷(16)	K22100360	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
173	大字雁多尾畑	畑(32)-1	K22100541	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
174	大字雁多尾畑	畑(32)－2	K22100542	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
175	大字雁多尾畑	平野(11)	K22100580	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
176	大字峠	峠(2)	K22100630	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
177	大字峠	峠(3)	K22100640	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
178	大字青谷	高井田(6)	K22100670	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
179	大字本堂	本堂(2)	K22100780	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
180	大字本堂	本堂(3)	K22100790	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
181	大字本堂	本堂(5)	K22100800	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
182	大字本堂及び大字雁 多尾畑	本堂(6)	K22100810	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
183	大字本堂	本堂(4)	K22100820	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
184	大県四丁目	大県(3)	K22100840	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
185	太平寺二丁目、大字太 平寺及び大字安堂	太平寺二丁目	K22100850	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
186	大字安堂	安堂町(2)	K22101010	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
187	安堂町	安堂町(3)	K22101020	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
188	大字高井田	高井田(1)	K22101030	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
189	大字高井田	高井田(2)	K22101040	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
190	大字青谷	青谷(5)	K22101050	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
191	大字青谷	青谷(10)	K22101070	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
192	大字青谷	青谷(9)	K22101080	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
193	国分市場一丁目及び 国分東条町	国分市場二丁 目(1)	K22101090	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
194	玉手町	玉手町(1)－ 1	K22101111	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
195	玉手町	玉手町(1)－ 2	K22101112	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
196	玉手町	玉手町(2)	K22101120	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
197	玉手町	玉手町(3)	K22101130	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号
198	旭ヶ丘二丁目	旭ヶ丘二丁目 (1)	K22101140	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 506 号	平成 28 年 3 月 25 日	大阪府告示 第 507 号

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
199	<u>田辺二丁目</u>	<u>田辺二丁目 (3)</u>	<u>K22101160</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
200	<u>国分東条町</u>	<u>東条町(4)</u>	<u>K22101180</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
201	<u>国分東条町</u>	<u>東条町(5)</u>	<u>K22101190</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
202	<u>安堂町</u>	<u>安堂町(4)</u>	<u>K22101240</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
203	<u>大字高井田</u>	<u>高井田(5)</u>	<u>K22101250</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
204	<u>国分東条町</u>	<u>東条町(19)</u>	<u>K22101270</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
205	<u>大字本堂</u>	<u>本堂</u>	<u>K22101300</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
206	<u>大県四丁目及び大字 大県</u>	<u>大県(1)</u>	<u>K22101360</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
207	<u>大県四丁目</u>	<u>大県(2)</u>	<u>K22101370</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
208	<u>太平寺二丁目</u>	<u>太平寺</u>	<u>K22101380</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
209	<u>大字高井田</u>	<u>高井田(3)</u>	<u>K22101470</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
210	<u>大字高井田</u>	<u>高井田(4)</u>	<u>K22101480</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
211	<u>国分市場一丁目及び 大字高井田</u>	<u>国分市場一丁 目(1)</u>	<u>K22101490</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
212	<u>国分市場一丁目及び 大字高井田</u>	<u>国分市場一丁 目(2)</u>	<u>K22101500</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
213	<u>大字峠</u>	<u>峠－1</u>	<u>K22101511</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
214	<u>大字峠</u>	<u>峠－2</u>	<u>K22101512</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
215	<u>大字青谷</u>	<u>青谷(3)</u>	<u>K22101520</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
216	<u>大字青谷</u>	<u>青谷(1)－1</u>	<u>K22101531</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
217	<u>大字青谷</u>	<u>青谷(1)－2</u>	<u>K22101532</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
218	<u>大字青谷</u>	<u>青谷(6)</u>	<u>K22101540</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
219	<u>大字青谷</u>	<u>青谷(2)</u>	<u>K22101550</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
220	<u>大字青谷</u>	<u>青谷(4)</u>	<u>K22101570</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
221	<u>大字青谷</u>	<u>青谷(11)</u>	<u>K22101610</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
222	<u>国分市場一丁目</u>	<u>市場(1)</u>	<u>K22101620</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
223	<u>円明町</u>	<u>円明</u>	<u>K22101630</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>

No.	区 域 名			警 戒 区 域		特別警戒区域	
				指 定 年月日	告示番号	指 定 年月日	告示番号
224	<u>旭ヶ丘一丁目</u>	<u>玉手</u>	<u>K22101640</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
225	<u>国分本町五丁目及び 国分市場一丁目</u>	<u>本町(1)－2</u>	<u>K22101652</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
226	<u>国分本町七丁目</u>	<u>国分本町七丁 目(1)</u>	<u>K22101710</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
227	<u>国分本町七丁目及び 田辺二丁目</u>	<u>国分本町(2)</u>	<u>K22101720</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
228	<u>国分本町四丁目</u>	<u>本町(4)</u>	<u>K22101890</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
229	<u>国分東条町及び国分 本町七丁目</u>	<u>東条(11)</u>	<u>K22101910</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
230	<u>大字雁多尾畑</u>	<u>雁多尾畑</u>	<u>K22101920</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 506 号</u>	<u>平成 28 年 3 月 25 日</u>	<u>大阪府告示 第 507 号</u>
231	<u>大字雁多尾畑及び大 字峠</u>	<u>清水谷</u>	<u>J22100530</u>	<u>平成 28 年 9 月 14 日</u>	<u>大阪府告示 第 1600 号</u>	＝	＝
232	<u>旭ヶ丘二丁目及び円 明町</u>	<u>西旭ヶ丘</u>	<u>J22100560</u>	<u>平成 28 年 9 月 14 日</u>	<u>大阪府告示 第 1600 号</u>	＝	＝
233	<u>旭ヶ丘四丁目</u>	<u>旭ヶ丘</u>	<u>J22100580</u>	<u>平成 28 年 9 月 14 日</u>	<u>大阪府告示 第 1600 号</u>	＝	＝
234	<u>旭ヶ丘四丁目</u>	<u>香芝市田尻 (001)</u>	<u>田尻－土 (001)</u>	<u>平成 30 年 12 月 26 日</u>	<u>大阪府告示 第 2277 号</u>	<u>平成 30 年 12 月 26 日</u>	<u>大阪府告示 第 2278 号</u>
235	<u>旭ヶ丘四丁目</u>	<u>旭ヶ丘四丁目 (5)</u>	<u>K22101930</u>	<u>令和 3 年 7 月 1 日</u>	<u>大阪府告示 第 982 号</u>	<u>令和 3 年 7 月 1 日</u>	<u>大阪府告示 第 984 号</u>

資料5 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流失危険地区）

山腹崩壊危険地区

令和3年12月1日現在

危険地区 番 号	位 置		危険地区 番 号	位 置	
	市町村	大 字		市町村	大 字
1	柏原市	山ノ井町	1 4	柏原市	大字高井田（1）
2	柏原市	平野2丁目（1）	1 5	柏原市	国分市場一丁目
3	柏原市	平野2丁目（2）	1 6	柏原市	国分東条町（1）
4	柏原市	大字平野（1）	1 7	柏原市	国分東条町（2）
5	柏原市	大字本堂	1 8	柏原市	国分東条町（3）
6	柏原市	大字太平寺	1 9	柏原市	国分東条町（4）
7	柏原市	大字雁多尾畑（1）	2 0	柏原市	大字安堂
8	柏原市	大字大県	2 1	柏原市	大字平野（2）
9	柏原市	大字雁多尾畑（2）	2 2	柏原市	大字雁多尾畑（4）
1 0	柏原市	大字雁多尾畑（3）	2 3	柏原市	大字高井田（2）
1 1	柏原市	大字青谷（1）	2 4	柏原市	国分東条町（5）
1 2	柏原市	大字青谷（2）	2 5	柏原市	旭ヶ丘
1 3	柏原市	安堂町	2 6	柏原市	大字青谷（3）

地すべり危険地区

令和3年12月1日現在

危険地区 番 号	位 置	
	市町村	大 字
1	柏原市	本堂

崩壊土砂流失危険地区

令和3年12月1日現在

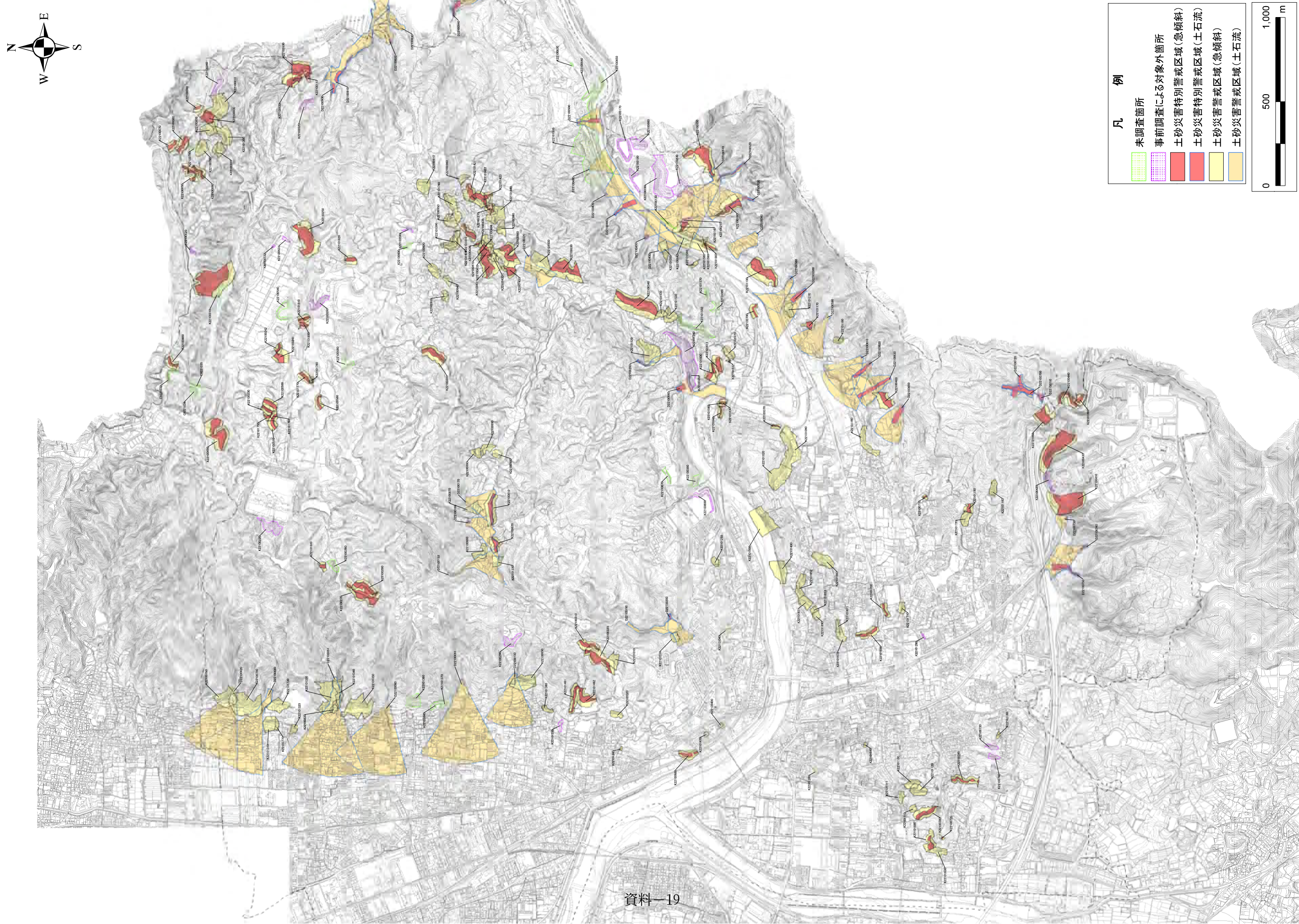
危険地区 番 号	位 置	
	市町村	大 字
1	柏原市	青谷
2	柏原市	大県（1）
3	柏原市	大県（2）

資料6 宅地造成工事規制区域指定

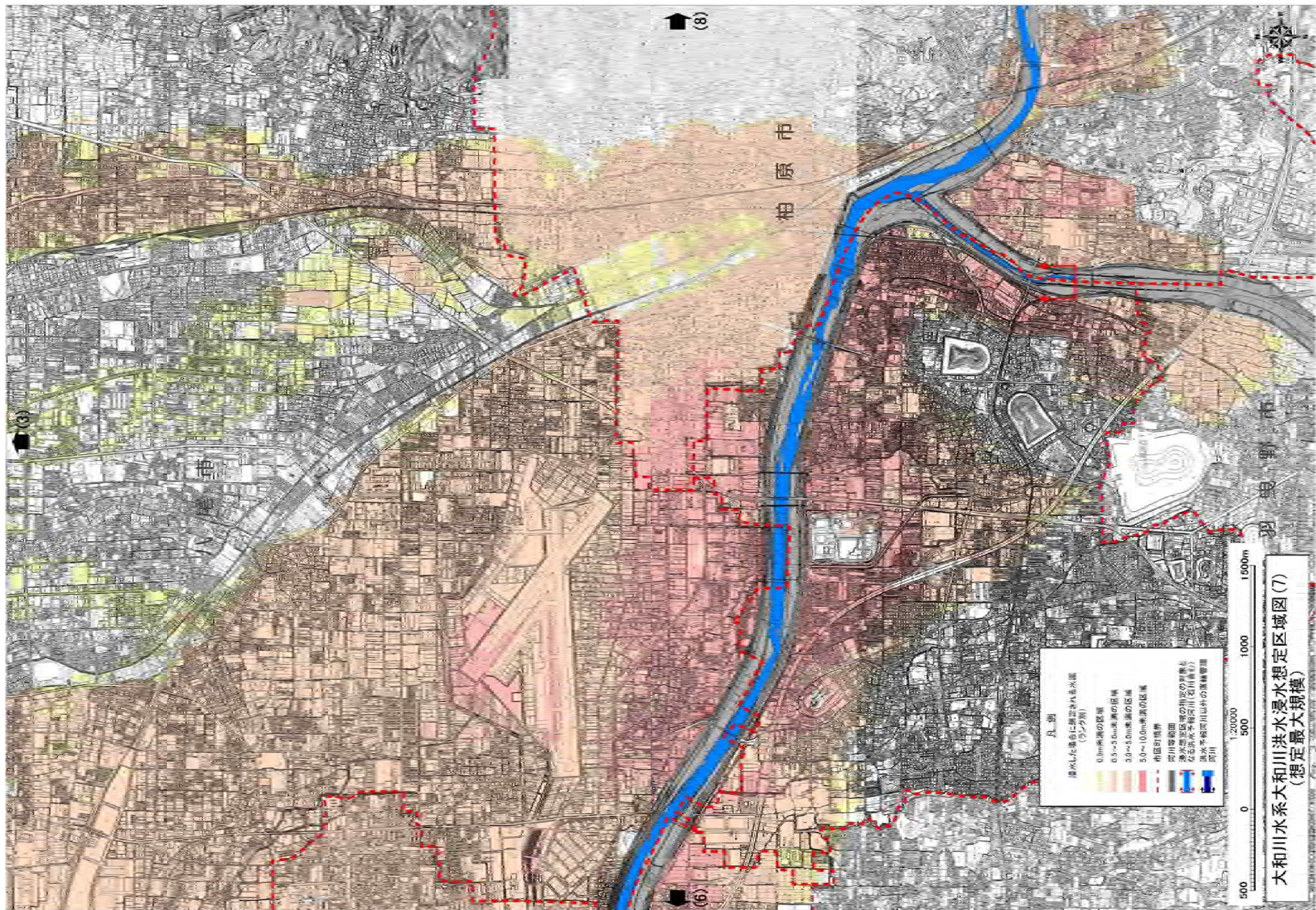
令和3年12月1日現在

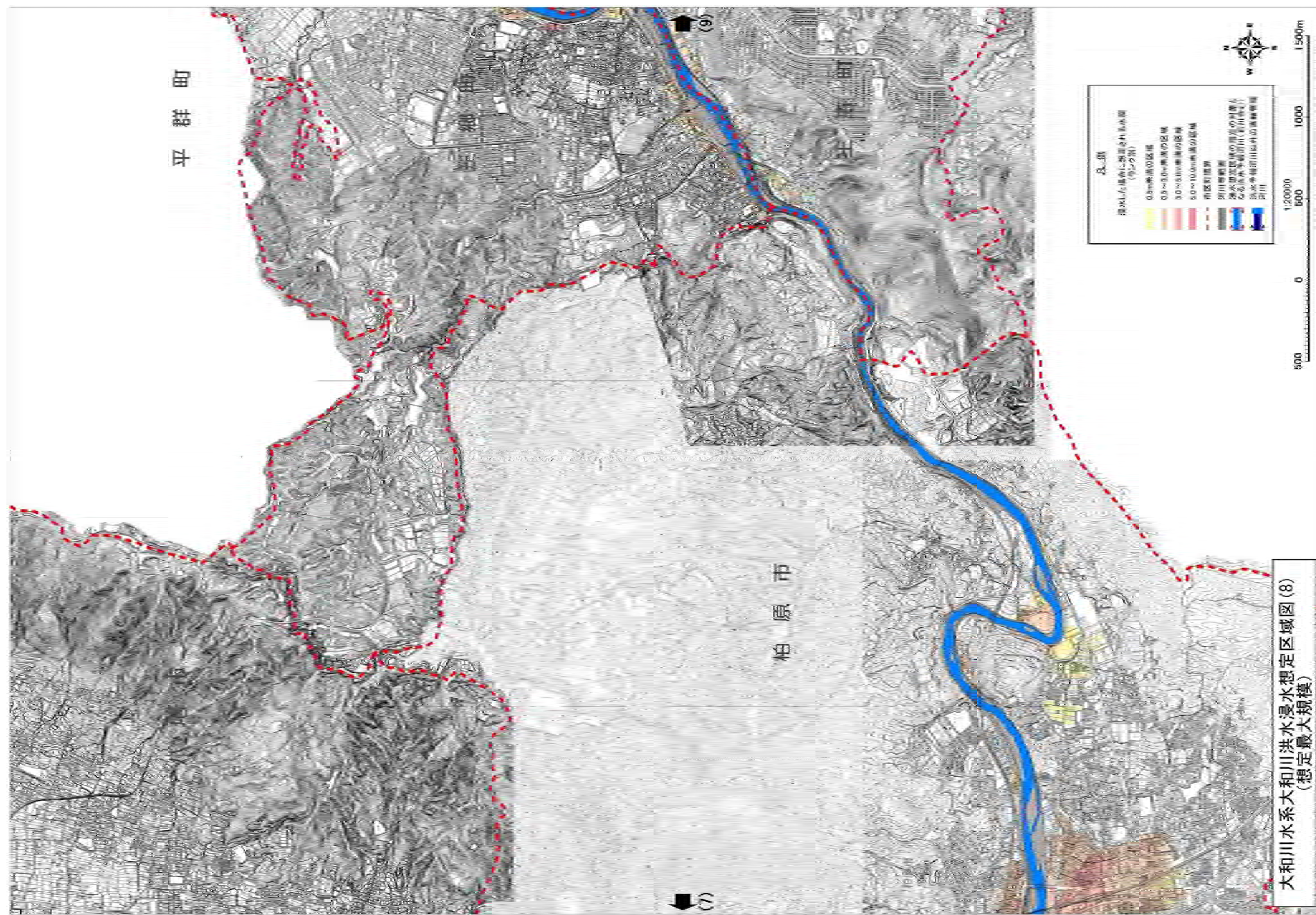
第1次区域	第2次区域	合 計 (ha)
651	141	792

資料 7 土砂災害警戒区域等位置図

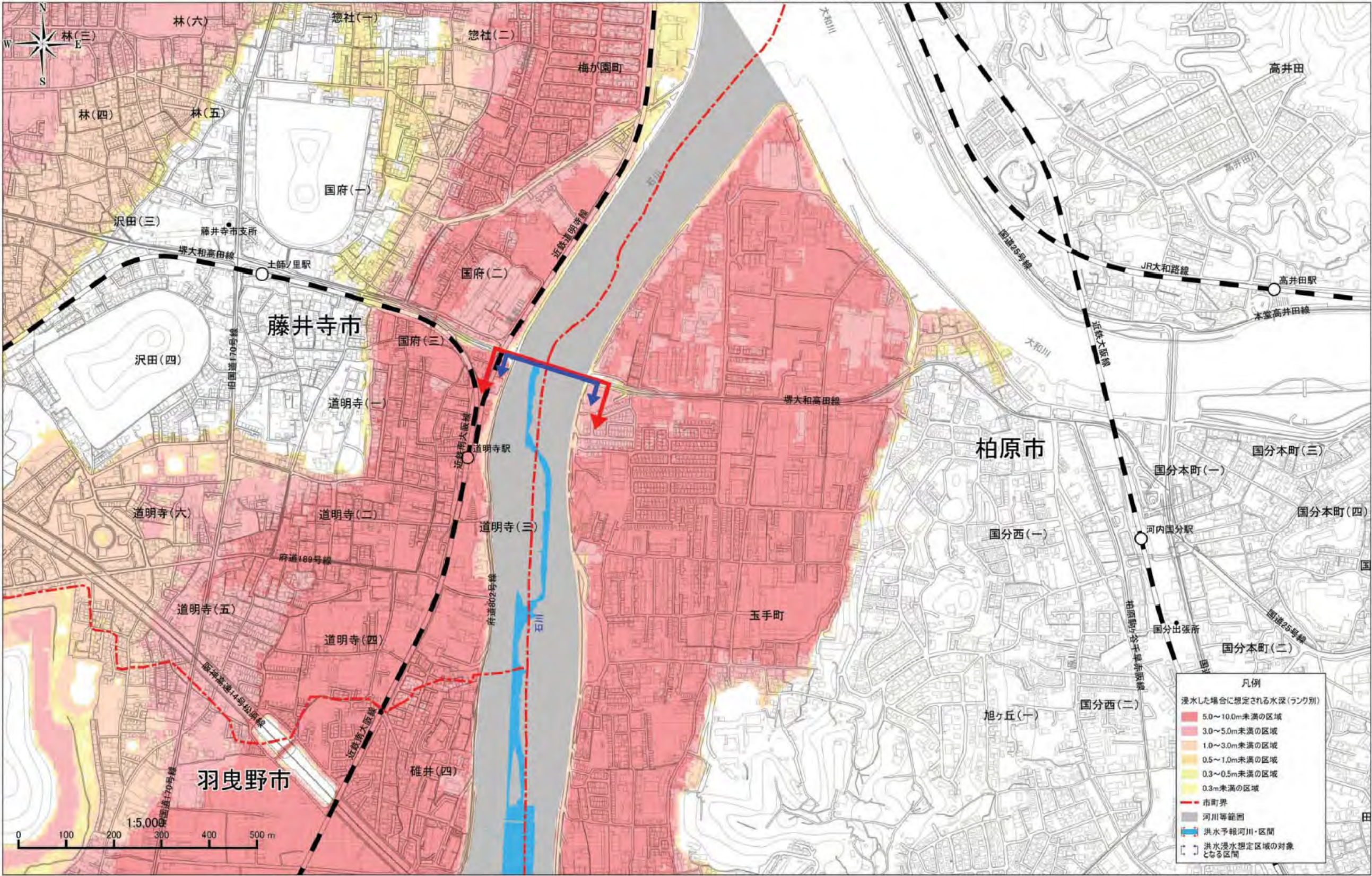


資料 8－1 大和川洪水浸水想定区域

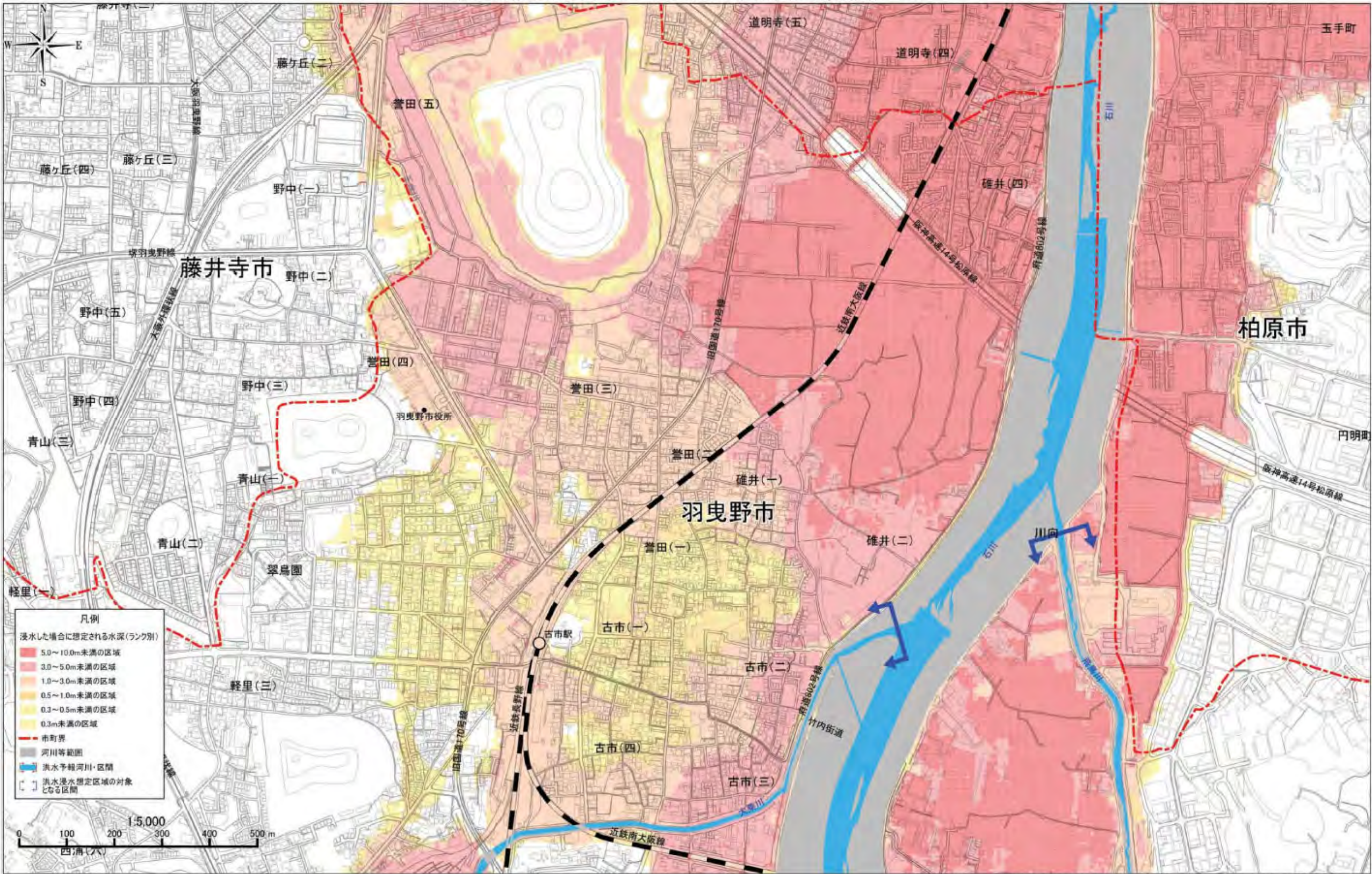




大和川水系 石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 5

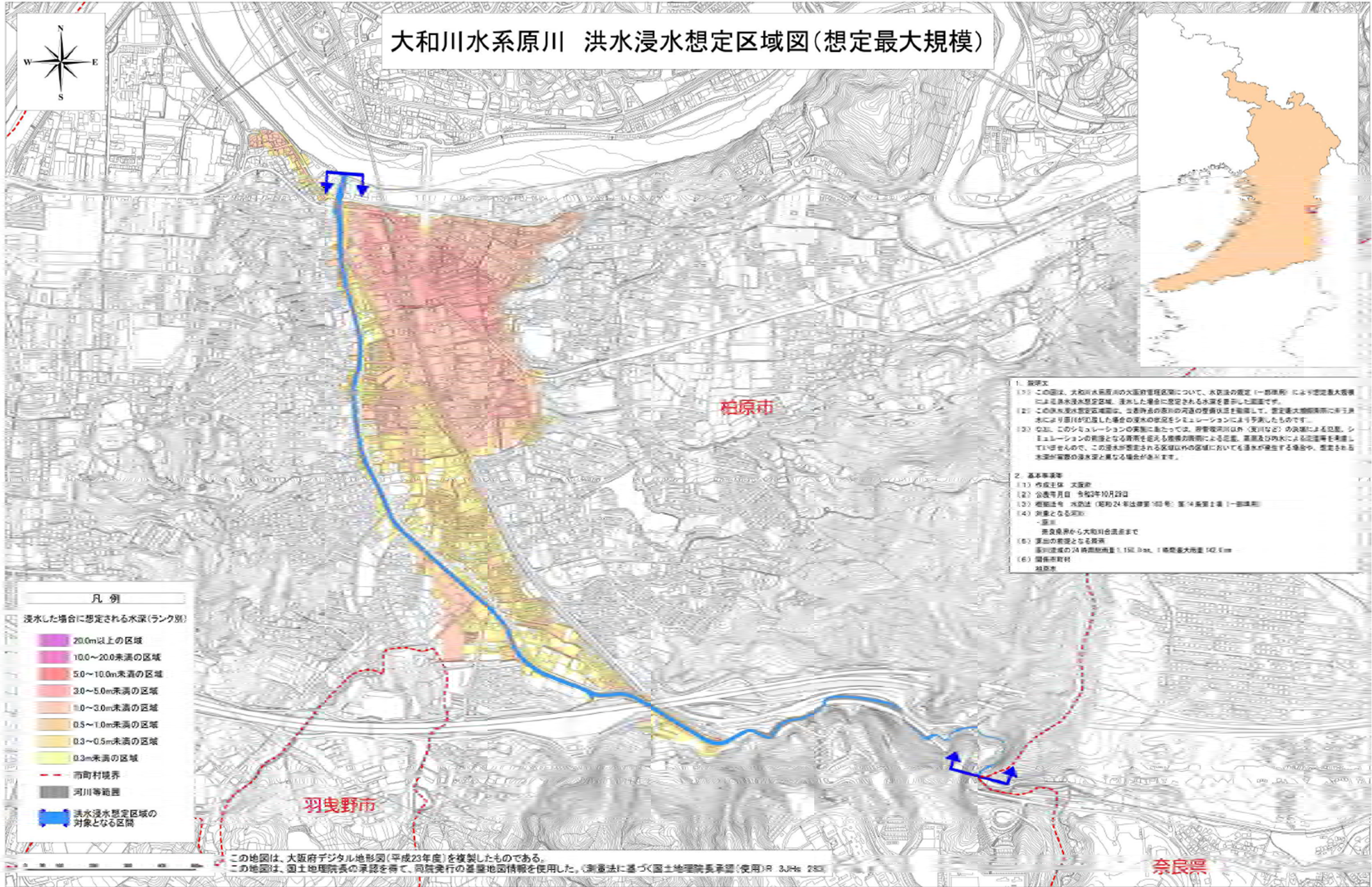


大和川水系 石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 6



この地図は、基礎地図情報(国土地理院)を複製したものである(測量法に基づく国土地理院長承認 R 1JHs 1157)

資料 8－3 大和川水系原川洪水浸水想定区域図



資料 9 避難指示等の発令対象人口等

(令和 3 年 9 月 1 日現在)

対象災害	対象エリア	世帯数	人口
土砂災害	市内全域の土砂災害（特別） 警戒区域内	2,575 世帯	5,813 人
大和川ブロック① 高井田・国分地区	石川町、片山町、玉手町、円明町、旭ヶ丘 3 丁目、国分西 1～2 丁目、国分本町 1～5 丁目、国分本町 7 丁目、国分市場 1～2 丁目、田辺 1 丁目、青谷、高井田	4,813 世帯	9,830 人
大和川ブロック② 柏原地区	本郷 1～5 丁目、大正 1～3 丁目、古町 1～3 丁目、今町 1～2 丁目、上市 1～4 丁目、清州 1～2 丁目、堂島町、河原町、法善寺 1～4 丁目、平野 1 丁目、大泉 1～4 丁目、太平寺 1～2 丁目、安堂町	13,329 世帯	28,248 人
石川	石川町、片山町、玉手町、円明町	2,845 世帯	5,912 人

資料10 柏原市防災会議条例

昭和38年3月15日

条例第5号

最近改正 平成24年10月5日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、柏原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柏原市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 大阪府の職員
 - (3) 大阪府警察の警察官
 - (4) 市の職員
 - (5) 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(8) その他市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39. 3. 16 条例25)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40. 11. 20 条例27)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12. 3. 29 条例11)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24. 10. 5 条例20)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏原市防災会議条例第3条第5項の規定により、新たに委嘱又は任命される委員の最初の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

資料11 柏原市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は柏原市防災会議条例（昭和38年3月15日条例第5号）第5条の規定に基づき、柏原市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による協議)

第3条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により協議することをもって会議に代えることができる。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(専決処分)

第5条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき又はやむをえない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 柏原市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(6) 柏原市災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しその承認を求めなければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、危機管理課が掌握する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和40年8月30日より実施する。

附 則 (令和4. 1. 1)

この要綱は、令和4年1月1日より実施する。

資料12 柏原市防災会議委員一覧

No.	区 分		機 関 名	役 職
1	会 長		柏原市	市長
2	1	指定地方行政機関の職員	近畿地方整備局大和川河川事務所	所長
3	2	大阪府の職員	大阪府八尾土木事務所	所長
4			大阪府八尾土木事務所	参事兼地域支援・企画課長 (地域防災監)
5			大阪府藤井寺保健所	次長
6	3	大阪府警察の警察官	大阪府柏原警察署	署長
7	4	市の職員	柏原市	副市長
8			柏原市教育委員会	教育長
9			市立柏原病院	病院事業管理者
10			柏原市政策推進部	政策推進部長
11			柏原市政策推進部	危機管理監
12			柏原市総務部	総務部長
13			柏原市財務部	財務部長
14			柏原市市民部	市民部長
15			柏原市福祉子ども部	福祉子ども部長
16			柏原市健康部	健康部長
17			柏原市都市デザイン部	都市デザイン部長
18			柏原市上下水道部	上下水道部長
19			市立柏原病院	病院事務局長
20			市立柏原病院看護部	看護部長
21			柏原市教育委員会	教育部長
22			柏原市議会事務局	事務局長
23			柏原市市民部	人権推進課課長補佐兼 男女共同参画センター長
24	5	消防長及び消防団長	柏原羽曳野藤井寺消防組合	消防長
25			柏原市消防団	団長
26	6	指定公共機関及び指定地方 公共機関の職員	関西電力送配電(株)大阪支社	東大阪地域統括長
27			大阪ガス(株) 導管事業部 北東部導管部 地域開発チーム	マネージャー
28			近畿日本鉄道(株)近鉄八尾駅	駅長

29			西日本旅客鉄道(株)柏原駅	駅長
30			西日本電信電話(株)関西支店設備部	部長
31			日本郵便(株)柏原郵便局	局長
32	7	自主防災組織を構成する者又は 学識経験のある者	大阪教育大学	准教授
33			関西福祉科学大学	准教授
34	8	その他市長が特に必要と認め 任命する者	柏原市区長会	会長
35			柏原市医師会	会長
36			社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会	会長
37			柏原市民生児童委員協議会	会長
38			柏原市婦人防火クラブ	会長
39			陸上自衛隊第36普通科連隊第2中隊	中隊長
40			大和川右岸水防事務組合	事務局長

資料13 柏原市災害対策本部条例

昭和38年3月15日

条例第6号

最近改正 平成24年9月24日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、柏原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置き、それぞれ災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8. 3. 28条例14）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24. 9. 24条例19）

この条例は、公布の日から施行する。

資料14 柏原市災害対策本部運営要綱

昭和40年4月30日

決裁

最近改正 平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市災害対策本部条例（昭和38年柏原市条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、柏原市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 相当規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する災害が発生したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(本部会議)

第3条 本部会議は本部長が招集して、災害対策の基本方針等を決定するものとし、本部会議に応集する者は、各課（かい）長の職にあるものとする。

(本部の所掌事務)

第4条 本部は、次の事項について方針を策定し、その実施を推進する。

- (1) 災害予防、災害応急対策、災害復旧の推進に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 自衛隊災害派遣要請及び撤収要請に関すること。
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること。

(本部の閉鎖)

第5条 市長は、次の場合に本部を閉鎖する。

- (1) 柏原市の地域について災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(3) その他市長が適当と認めたとき。

(関係機関への通知)

第6条 市長は、本部を設置し、若しくは閉鎖したときはその旨を、また本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を、次に掲げる者のうち災害の内容に応じて必要と認める者に通知するものとする。

(1) 大阪府知事

(2) 大阪府各部関係課

(3) 中河内府民センター、八尾土木事務所及び藤井寺保健所

(4) 隣接市町村長

(5) 消防署、警察署、柏原水防分団、消防団及び管内各地区の長または代表者

(各執行機関)

第7条 各執行機関は、それぞれ組織を整備し、本部の決定に基づく災害応急対策等を円滑に実施し推進するものとする。

(本部の庶務)

第8条 本部の庶務は、災害対策主管課において処理する。

附 則 (平成19.4.1)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

1 一級河川

河川	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	摘 要
				区 域	延長 (m)	区 域	延長 (m)		
恩智川	左岸	八尾 寝屋川	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 大畑橋 自 ひらなべばし 至 垣内橋	11, 890	自 大畑橋 至 ひらなべばし 自 垣内橋 至 陽喜橋 自 高尾橋 至 大県橋	2, 654	14, 544	
				自 信貴乃橋下流220m 至 信貴乃橋上流40m	260	自 信貴乃橋下流220m 至 信貴乃橋上流320m	100	360	B：溢水による浸水範囲に 家屋等がある一定の区 間
	右岸	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 寝屋川合流点 至 大畑橋	11, 600	自 大畑橋 至 大西橋 自 高尾橋 至 大県橋	2, 667	14, 267	
						自 信貴乃橋下流320m 至 信貴乃橋上流40m	360	360	B：溢水による浸水範囲に 家屋等がある一定の区 間
平野川	左岸	八尾	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 大和川分派点 至 八尾空港 自 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井 橋区間の	2, 684	2, 684	
						自 大和川分派点 至 八尾空港区間中の 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井 橋区間の	4, 620	4, 620	B：溢水による浸水範囲に 家屋等がある一定の区 間
	右岸	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自 大和川分派点 至 八尾空港区間中の 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井 橋区間の	3, 765	3, 765	
						自 大和川分派点 至 八尾空港区間中の 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井 橋区間の	3, 540	3, 540	B：溢水による浸水範囲に 家屋等がある一定の区 間
原川	左岸	八尾	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			自 大和川合流点 至 西名阪自動車道	2, 396	2, 396	"
	右岸	"	堤防形態【掘込区 間】(流下能力)			"	2, 379	2, 379	"

石川	右岸	富田林 八尾	柏原市 羽曳野市 河南町 富田林市 河内長野市	堤防形態【築堤区 間】（流下能力）	飛鳥川合流点 自 臥龍橋 至 南阪奈道路上流 160m 至 南阪奈道路上流 220m 自 梅川合流点 至 梅川合流点上流 280m 自 千早川合流点 至 千早川合流点上 流 100m 自 金剛大橋 上流 180m 至 金剛大橋 上流 720m	1,500	自 千早川合流点 上流 100m 至 新北橋 上流 90m	510	2,010	堤防監視箇所：玉手橋右岸 上流 300m、喜志大橋右岸 上流 140m
				堤防形態【掘込区 間】（流下能力）		自 金剛大橋 下流 180m 至 金剛大橋 上流 180m 自 諸越橋 下流 480m 至 町井大橋 下流 270m 自 南阪奈道路 上流 160m 至 飛鳥川橋 上流 140m 自 飛鳥川橋 上流 140m 至 龍王寺橋 下流 110m 自 金井戸橋 上流 80m 自 春日橋 上流 80m 自 六枚橋 上流 110m 自 飛鳥川橋 上流 100m 自 月読橋 上流 80m 自 山田橋 上流 100m 至 八丁橋 上流 80m 至 八丁橋 上流 180m 自 新飛鳥橋 上流 40m 至 新飛鳥橋 上流 40m 自 金井戸橋 上流 130m 至 金井戸橋 上流 130m	2,810 160	2,970	B：市街化区域内の区間 B：溢水による浸水範囲に家 屋等がある一定の区間	
飛鳥川	右岸	富田林 八尾	羽曳野市 柏原市 太子町	堤防形態【築堤区 間】（流下能力）	自 石川合流点 至 石川合流点 上流 80m 自 無名橋 上流 60m 至 新飛鳥橋 上流 40 m 自 松本橋 下流 50m 至 松本橋 上流 50m	80 490		1,410 880	80 2,780	B：市街化区域内の区間 B：溢水による浸水範囲に 家屋等がある一定の区 間
				堤防形態【掘込区 間】（流下能力）						

2 その他水路等

名 称	区 間	管 理 者	備 考
高井田川	自 柏原市大字高井田地先 至 大和川合流点	柏原市	準用河川
長瀬川	自 柏原市上市2丁目地先 至 柏原市域	柏原市・築留土地改良区	水路
谷川	柏原市平野2丁目地先	柏原市	水路
小松川	自 柏原市旭ヶ丘4丁目地先 至 柏原市旭ヶ丘3丁目地先	柏原市	水路
円明水路	自 柏原市円明町地先 至 柏原市片山町地先	柏原市	水路
明石戸水路	柏原市国分西2丁目地先	柏原市	水路
新溝水路	柏原市片山町地先	柏原市	水路
弥太郎水路	自 柏原市大正2丁目地先 至 柏原市本郷4丁目地先	柏原市	水路

3 水防ため池

<u>ため池名</u>	<u>所在地</u>	<u>ため池管理者</u>	<u>堤長</u> (m)	<u>堤高</u> (m)	<u>満水面積</u> (m ²)	<u>貯水量</u> (m ³)	<u>水防値</u>
田辺池	柏原市田辺1丁目2026-1	柏原市・田辺池水利組合	110	4.5	15,000	74,400	B
皿池	柏原市大県463-甲-1	柏原市	62	7.4	1,100	3,000	C
北羽座間池	柏原市安堂町195-1	安堂実行組合	100	8.8	1,500	1,500	C
安堂池	柏原市安堂町547-1	安堂実行組合	84	4.5	900	1,600	C
山ノ井大池	柏原市山ノ井町770-1	山ノ井水利組合	26	11.8	1,200	2,400	C

資料 16 重要水門こう門一覧表

令和3年度

河川名	水こう門名	所在地			形状寸法 (m)	機能別	河川敷 標高 O. P. (+)	管理者	操作責任者	摘要
		郡市	町村	字						
大和川	築留 二番樋	柏原市		上 市	煉瓦馬蹄形 上巾 1.55 下巾 1.24 高 1.80	鉄製スライド 手動 電動		築留 土地改良区	同 左	用水
〃	築留 三番樋	〃		〃	石梯形 上巾 1.30 下巾 1.05 高 0.90	〃		〃	同 左	〃
〃	青地樋	〃		古 町	コンクリート管 内径 0.90	ステンレス製 スライド 電動		青地井手口 土地改良区	同 左	用水
〃	谷川樋	柏原市		安堂町	高 3.45 2門 巾 3.00	鋼製ローラー ゲート 電動 ワイヤーロープ	T. P. 高 17.00	近畿地方 整備局 大和川河川 事務所	上田耕巳 大溝龍伸	排水

資料17 排水施設

平成27年4月現在

河川名	排水機場名	位 置	機 能 別	開閉水位の基準
大和川	片山雨水 ポンプ場	柏原市片山町 3 3 3 番 6	φ 800 mm 79.8 m ³ /min×1 台 φ 1,350 mm 229.8 m ³ /min×1 台	内水による浸水 の恐れのある時
〃	国分第1 雨水ポンプ場	柏原市国分西 1 丁目 6 番 7 号	φ 300 mm 15.0 m ³ /min×2 台 φ 600 mm 33.6 m ³ /min×1 台	大和川国豊橋 観測点+2.0m
〃	国分第2 雨水ポンプ場	柏原市国分西 1 丁目 4 番 1 2 号	φ 700 mm 55.0 m ³ /min×1 台 φ 1,200 mm 185.0 m ³ /min×2 台	内水による浸水 の恐れのある時
〃	国分市場第1 雨水ポンプ場	柏原市国分市場 1 丁目 8 番	φ 300 mm 18.0 m ³ /min×1 台 φ 500 mm 30.0 m ³ /min×1 台 φ 600 mm 45.0 m ³ /min×2 台	〃
〃	片山浸水 ポンプ場	柏原市片山町 2 0 番	φ 600 mm 45.0 m ³ /min×2 台 φ 800 mm 90.0 m ³ /min×1 台	〃

資料18 汚水排水施設（マンホールポンプ場）

平成27年4月現在

No.	施 設 名	位 置	施 設 概 要
1	法善寺1号マンホールポンプ	柏原市法善寺3丁目808-3	φ50mm 0.18 m ³ /min×2台
2	石川2号マンホールポンプ	柏原市石川町5-5	φ65mm 0.47 m ³ /min×2台
3	旭ヶ丘1号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘1丁目1-2	φ50mm 0.20 m ³ /min×2台
4	旭ヶ丘2号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘1丁目1-21	φ80mm 0.90 m ³ /min×2台
5	旭ヶ丘3号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘1丁目5-5	φ50mm 0.10 m ³ /min×2台
6	旭ヶ丘4号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘1丁目5-19	φ50mm 0.27 m ³ /min×2台
7	旭ヶ丘5号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘3丁目1-29	φ50mm 0.16 m ³ /min×2台
8	片山1号マンホールポンプ	柏原市片山町14番	φ80mm 0.70 m ³ /min×2台
9	片山2号マンホールポンプ	柏原市片山町13-75	φ65mm 0.397 m ³ /min×2台
10	片山3号マンホールポンプ	柏原市片山町1-20	φ80mm 0.70 m ³ /min×2台
11	上市1号マンホールポンプ	柏原市上市3丁目15-12	φ50mm 0.16 m ³ /min×2台
12	田辺1号マンホールポンプ	柏原市田辺1丁目15-80	φ50mm 0.168 m ³ /min×2台
13	円明1号マンホールポンプ	柏原市円明町18-7	φ50mm 0.20 m ³ /min×2台
14	円明2号マンホールポンプ	柏原市円明町11-8	φ65mm 0.27 m ³ /min×2台
15	円明3号マンホールポンプ	柏原市円明町11-25	φ150mm 3.66 m ³ /min×2台
16	高井田1号マンホールポンプ	柏原市高井田1568-13	φ80mm 0.27 m ³ /min×2台
17	国分本町1号マンホールポンプ	柏原市国分市場1丁目3-5	φ50mm 0.20 m ³ /min×2台
18	国分本町2号マンホールポンプ	柏原市本町7丁目10-8	φ50mm 0.18 m ³ /min×2台

No.	施 設 名	位 置	施 設 概 要
19	安堂 1 号マンホールポンプ	柏原市安堂町 9 6 - 1 0	φ 50 mm 0.16 m ³ /min×2 台
20	国分市場 1 号マンホールポンプ	柏原市国分市場 1 丁目 1 0 - 3 0	φ 100 mm 1.766 m ³ /min×2 台
21	旭ヶ丘 6 号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘 3 丁目 1 - 8	φ 65 mm 0.36 m ³ /min×2 台
22	高井田 2 号マンホールポンプ	柏原市高井田 8 7 番	φ 150 mm 1.95 m ³ /min×2 台
23	国分市場 2 号マンホールポンプ	柏原市国分市場 2 丁目 6 - 9	φ 80 mm 0.482 m ³ /min×2 台
24	旭ヶ丘 7 号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘 3 丁目 8 - 1	φ 65 mm 0.48 m ³ /min×2 台
25	旭ヶ丘 8 号マンホールポンプ	柏原市旭ヶ丘 1 丁目 4 - 1 2	φ 65 mm 0.168 m ³ /min×2 台
26	国分市場 3 号マンホールポンプ	柏原市国分市場 2 丁目 3 - 2	φ 80 mm 0.168 m ³ /min×2 台
27	高井田 3 号マンホールポンプ	柏原市大字高井田 5 0 0	φ 150 mm 1.92 m ³ /min×2 台

資料19 貯留施設

池 名	所 在 地	堤長 (m)	満水面積 (m ²)	貯留量 (m ³)	管 理 者
皿池	大県 4 6 3 - 甲 - 1	62	<u>1,100</u>	<u>150</u>	柏原市
田辺池	田辺 1 丁目 2 0 2 6 - 1	110	<u>15,000</u>	<u>5,000</u>	柏原市
五十村池	旭ヶ丘 3 丁目 4 9 3 3 - 1	60	<u>7,000</u>	<u>4,000</u>	五十村水利組合、 _(柏原市)_
中小企業調整池	円明町 1 0 0 0 - 1 6 5	79	<u>1,200</u>	3,000	柏原市

資料20 水防倉庫及び資機材一覧

柏原市水防倉庫

倉庫名 配 備 品 目		都市管理課内 (事務所・外部倉庫等)	高井田	片山・円明・本郷
1	鎌	○	○	○
2	鋸	○	○	○
3	スコップ	○	○	
4	つるはし		○	
5	ペンチ	○		○
6	なた	○	○	
7	金槌	○	○	○
8	バケツ	○		○
9	皿籠		○	○
10	掛矢	○	○	
11	たこ槌			○
12	二輪車(一輪車)	○		
13	防水布(シート)	○	○	○
14	懐中電灯	○		
15	排水ポンプ		○	○
16	発電機		○	○
17	杭		○	
18	トラロープ	○	○	
19	エンジン付ポンプ		○	○
20	テレビ	○		
21	ナイロン土のう	○	○	
22	鉄線	○	○	○

大和川右岸水防事務組合水防倉庫

名 称	水防区	所 在 地	管理責任者	備 考
市村倉庫	柏原	上市2丁目	分団長	大和川右岸堤防上 延 32.4 m ²
柏原倉庫	柏原	古町3丁目	分団長	大和川右岸堤防上(屯所併用) 延 38.8 m ²

資料21 水道施設の概況

応急給水拠点

No.	施設名	所在地	容量
1	玉手浄水場第1浄水池	柏原市玉手町 17-1	700 m ³
2	玉手浄水場緊急時貯水槽	〃	100 m ³
3	円明第1配水池	柏原市円明町 16	1,100 m ³
4	国分配水池	柏原市国分市場 1 丁目 9	2,000 m ³
5	高井田高区配水池	柏原市大字高井田	1,010 m ³
6	新安堂配水池	柏原市安堂町	6,000 m ³

1. 玉手浄水場第1浄水池 (700 m³)



2. 玉手浄水場緊急時貯水槽 (100 m³)



資料22 火葬施設

名 称	所 在 地	建物面積	炉 数	燃料	電 話
柏原市斎場	柏原市大字雁多尾畑 6 3 3 9 番地	998.2 m ²	5（人体炉 4、 動物炉 1）	灯油	979-0417

資料23 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力 等	電 話
芝山衛生センター	柏原市国分市場 1 - 1 1 - 3 5	2 9 0 k l / 日	977-3500

資料24 廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力 等	種 類	電 話
柏羽藤 クリーンセンター	柏原市円明町 6 6 6	4 5 0 t / 日	塵芥	976-3333

資料25 一般廃棄物収集・し尿収集許可業者一覧

一般廃棄物収集許可業者

名 称	所 在 地	車 種	台数	総積載量 (kg)	電 話
蓬来谷清掃株式会社	柏原市本郷 5 丁目 1 番 4 5 号	塵芥車 トラック	$\frac{3}{2}$	<u>8,300</u>	971-1661
畑中清掃	柏原市太平寺 1 丁目 9 番 6 号	塵芥車 トラック	$\frac{4}{2}$	<u>12,300</u>	971-5711
橋本清掃株式会社	柏原市円明町 1 5 番 1 1 8 号	塵芥車 トラック	$\frac{4}{2}$	<u>10,300</u>	977-4088
株式会社 兜コーポレーション	柏原市安堂町 1 番 2 9 号 <u>大清ビル 2 - A 号室</u>	塵芥車 トラック	$\frac{4}{0}$	8,000	970-5513
株式会社 大紀	柏原市大県 4 丁目 1 1 番 1 7 号	塵芥車 トラック	$\frac{3}{3}$	<u>10,350</u>	971-2759
株式会社 近畿クリーン	柏原市田辺 2 丁目 9 番 6 8 号	塵芥車 トラック	$\frac{3}{4}$	<u>11,700</u>	<u>978-7744</u>
有限会社 浜浦クリーン	柏原市円明町 <u>1 0 4 2 番 3 号</u>	塵芥車 トラック	$\frac{3}{2}$	8,350	<u>977-8898</u>

し尿汲み取り委託業者

名 称	所 在 地	車 種	台数	総積載量 (ℓ)	電 話
蓬来谷清掃株式会社	柏原市本郷 5 丁目 1 番 4 5 号	バキューム車	3	7,150	971-1661
畑中清掃	柏原市太平寺 1 丁目 9 番 6 号	バキューム車	<u>1 0</u>	<u>25,500</u>	971-5711
真谷清掃	柏原市古町 3 丁目 7 番 2 5 号	バキューム車	1	1,800	<u>941-1752</u>

資料26 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

1 高齢者福祉施設

(令和3年(2021年)12月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	洪水予報河川想定浸水深		区分
			大和川	石川	
デイサービスステーション四葉	本郷5丁目927番地の3	070-5662-6080	0.5m～3.0m 未満		通所介護
ハローデイサービスセンター本郷	本郷2丁目5番3号	072-973-0011	0.5m～3.0m 未満		
つつみの里デイサービスセンター	河原町2番32号	072-971-0011	0.5m 未満		
でいるむ・かがやき	上市3丁目13番16号	072-973-5106	0.5m～3.0m 未満		
デイサービスきょうこちゃんち	大正2丁目8番5号	072-970-3860	0.5m～3.0m 未満		
デイサービスゆうちゃん	安堂町1番30号	072-973-2265	0.5m～3.0m 未満		
ミック健康の森 柏原	太平寺1丁目3番8号アドヴェンス福祉1F	072-943-0184	0.5m～3.0m 未満		
ハローデイサービスセンター	太平寺2丁目8番46号	072-970-0010	0.5m～3.0m 未満		
らいおんデイサービスセンター柏原	大県4丁目10番4号	072-970-6220	0.5m～3.0m 未満		
くまの手国分リハビリデイ	国分本町2丁目3番23号アメニティハイツ1F	072-975-2123	0.5m～3.0m 未満		
デイサービスあきやまじゅく	法善寺4丁目336番地の13	072-973-3999	0.5m～3.0m 未満		
リハビリデイサービスりんごの樹	古町2丁目9番5号	072-940-7045	0.5m～3.0m 未満		
本郷の里	本郷1丁目3番6号	072-973-1540	0.5m～3.0m 未満		認知症対応型共同生活介護
グループホームここから柏原	堂島町2番14号	072-970-2227	0.5m 未満		
グループホームかがやき	上市3丁目13番16号	072-973-5105	0.5m～3.0m 未満		
グループホーム太寿	太平寺1丁目4番30号	072-970-6010	0.5m～3.0m 未満		
グループホーム神田イン国分	片山町1番24号	072-975-1133	0.5m～3.0m 未満		
ういるグループホーム柏原	玉手町18番51号	072-976-1165	0.5m～3.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	
グループホーム柏原	石川町4番2号	072-975-0070	3.0m～5.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	
グループホームはくとう	大正3丁目2番33号	072-971-1111	0.5m～3.0m 未満		短期入所生活介護
ショートステイ太寿	太平寺1丁目4番30号	072-970-6010	0.5m～3.0m 未満		
知恵の和苑	古町3丁目2番17号	072-973-4801	0.5m～3.0m 未満		短期入所療養介護
特別養護老人ホーム太寿	太平寺1丁目4番30号	072-970-6010	0.5m～3.0m 未満		介護老人福祉施設
知恵の和苑	古町3丁目2番17号	072-973-4801	0.5m～3.0m 未満		介護老人保健施設
オリーブ柏原 PLUS	大県1丁目5番36号	072-973-2700	0.5m～3.0m 未満		有料老人ホーム
エイジ・ガーデン柏原	古町3丁目3番5号	072-943-1644	0.5m～3.0m 未満		
スマイルホーム石川	石川町4番2号	072-975-0071	3.0m～5.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	
愛の輪パレス清州	清州2丁目2番36号	072-970-2335	0.5m～3.0m 未満		
グランホームハロー	太平寺1丁目8番3号	072-970-0010	0.5m～3.0m 未満		
障害福祉サービスわくわく	本郷3丁目9番62号	072-971-2035	0.5m～3.0m 未満		生活介護・就労継続支援
高井田苑 (高井田苑すてっぷ)	国分本町1丁目3番33号エクシード国分204	072-959-8810	3.0m～5.0m 未満		生活介護
ぽかぽかR	大県3-12-14 ヒルサイドスクエア 101・102	072-921-1634	0.5m～3.0m 未満		

2 障害者福祉施設

(令和3年(2021年)12月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	洪水予報河川想定浸水深		区分
			大和川	石川	
思いやり就労支援センター ネクス ト	大県2-7-17	072-971-5553	0.5m～3.0m 未満		就労移行支援
たんぽぽ	法善寺3丁目786番地の6	072-973-0510	0.5m～3.0m 未満		
たんぽぽ(ひまわり)	法善寺3丁目557番地の1	072-933-7771	0.5m～3.0m 未満		
たんぽぽ(ポプラ)	国分本町3丁目4番1号	072-959-8854	3.0m～5.0m 未満		
スクエアエス	本郷4丁目70番地の6	072-942-1949	3.0m～5.0m 未満		
思いやり就労支援センター P-3	国分本町1丁目3番34号	072-977-6666	0.5m～3.0m 未満		
タミサエ	大県3丁目13番8号	072-973-3232	0.5m～3.0m 未満		
よつ葉	石川町4番6号	072-927-9084	0.5m～3.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	共同生活援助
ホームなすび	国分西2丁目1番31号 スタンドアップ501～503	072-959-2081	0.5m～3.0m 未満		
ホームなすび(ホームわらび)	旭ヶ丘3丁目1番78号 502、503、505	072-959-2657	0.5m 未満		
グループホーム未来の夢	大県3丁目12番9号	072-951-4619	0.5m～3.0m 未満		
グループホーム未来の夢柏原古町	古町3丁目5番3号	072-951-4620	0.5m～3.0m 未満		
さくら	国分西2丁目3番66号 ハイツあかしど202号	050-3188-8804	0.5m～3.0m 未満		
ホーム・ウィルゴ	国分本町1丁目3番33号 エクシード国分502、705	050-3000-8038	3.0m～5.0m 未満		
あうる	今町1丁目1番6号	072-921-1930	0.5m～3.0m 未満		児童発達支援等
いんくるーじょん	大県1丁目1番1号 フ ァミーユT&MIF	072-973-1192	0.5m～3.0m 未満		
放課後デイサービスはつらつ柏原	大正2丁目5番5号	072-970-6669	0.5m～3.0m 未満		
きっずサポートなにな	田辺1丁目3番16号	072-978-2206	0.5m～3.0m 未満		
Full-Smile～ふるすまいる～	安堂町13番32号	072-972-3700	0.5m～3.0m 未満		
放課後等デイサービス ノーサイド 柏原	大正1丁目8番12号 マ ンション明和1F	072-970-6346	0.5m～3.0m 未満		
放課後等デイサービス クローバー	大正3丁目2番33号	072-971-7888	0.5m～3.0m 未満		
にしむら小児科児童発達支援 こ とり	国分本町1丁目9番14号	072-976-6600	0.5m～3.0m 未満		
TOMODACHI 柏原	玉手町23番5号 ドリー ム松村101号	072-976-2020	3.0m～5.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	

3 児童福祉施設

(令和3年(2021年)12月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	洪水予報河川想定浸水深		区分
			大和川	石川	
柏原西保育所	大正3丁目8番8号	072-973-0454	3.0m～5.0m 未満		公立保育所
かしわらこども園	大正1丁目9番54号	072-972-1413	0.5m～3.0m 未満		公立認定こども園
かたしもこども園	平野1丁目6番2号	072-972-3776	0.5m～3.0m 未満		
たまてこども園	玉手町12番30号	072-978-6132	0.5m～3.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	

施設名称	所在地	電話番号	洪水予報河川想定浸水深		区分
			大和川	石川	
かしわ保育園	法善寺3丁目600番地の2	072-973-0521	0.5m～3.0m 未満		私立保育所
みずほ保育園	大県1丁目3番22号	072-972-0822	0.5m～3.0m 未満		
法善寺保育園	法善寺3丁目801番地	072-971-2612	0.5m～3.0m 未満		
ニチイキッズ柏原保育園	国分西1丁目1番17号 幸喜ビル2階	072-975-2225	3.0m～5.0m 未満		
小規模保育所「つくし」	国分本町3丁目9番3号	070-5580-3369	0.5m～3.0m 未満		
さくら保育園	法善寺3丁目754番地	072-971-0301	0.5m～3.0m 未満		認可外保育所
大阪東部ヤクルト販売株式会社 国分保育所	国分西2丁目7番3号	072-977-6897	0.5m～3.0m 未満		
柏原小学校放課後児童会	大正1丁目9番53号	072-971-4667	0.5m～3.0m 未満		放課後児童会
柏原東小学校放課後児童会	大県1丁目8番5号	072-971-5963	0.5m～3.0m 未満		
堅下北小学校放課後児童会	法善寺4丁目359番地の5	072-971-5746	0.5m～3.0m 未満		
長谷川羽曳野学園	円明町3番30号	072-972-5723	0.5m～3.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	児童心理治療施設

4 その他施設

(令和3年(2021年)12月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	洪水予報河川想定浸水深		区分
			大和川	石川	
柏原小学校	大正1丁目9番53号	072-972-3621	0.5m～3.0m 未満		小学校
柏原東小学校	大県1丁目8番5号	072-971-2111	0.5m～3.0m 未満		
堅下北小学校	法善寺4丁目359番地の5	072-971-6857	0.5m～3.0m 未満		
柏原中学校	堂島町1番28号	072-972-1185	0.5m～3.0m 未満		中学校
玉手中学校	玉手町20番17号	072-976-1501	3.0m～5.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	
長谷川小・中学校	円明町3番15号	072-977-4133	0.5m～3.0m 未満	5.0m～10.0m 未満	小・中学校
市立柏原病院	法善寺1丁目7番9号	072-972-0885	5.0m 以上		病院
全南病院	国分本町2丁目3番18号	072-976-2211	0.5m～3.0m 未満		
吉原クリニック	上市3丁目10番13号	072-972-3551	0.5m～3.0m 未満		診療所(透析設備)
第二白鳩幼稚園	大県1丁目9番14号	072-971-0555	0.5m～3.0m 未満		私立幼稚園

5 情報伝達方法

大和川、石川 洪水予報河川共通



資料27 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法

1 高齢者福祉施設

(令和3年(2021年)12月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	災害の種類	区分
はくとうデイサービスセンター	大字青谷 2104 番地の 1	072-979-0260	急傾斜	通所介護
デイサービスセンターすずらん	大県 4 丁目 18 番 17 号	072-972-5735	土石流	通所介護
特別養護老人ホームはくとう	青谷 2104 番地の 1	072-979-0260	急傾斜	短期入所生活介護
ローズウッド国分	旭ヶ丘 4 丁目 672 番地	072-977-8980	土石流	短期入所療養介護
特別養護老人ホームはくとう	青谷 2104 番地の 1	072-979-0260	急傾斜	介護老人福祉施設
ローズウッド国分	旭ヶ丘 4 丁目 672 番地	072-977-8980	土石流	介護老人保健施設
ショートステイ えくぼ	国分東条町 3 番 3 号	072-921-6240	急傾斜	短期入所

2 児童福祉施設

(令和3年(2021年)12月1日現在)

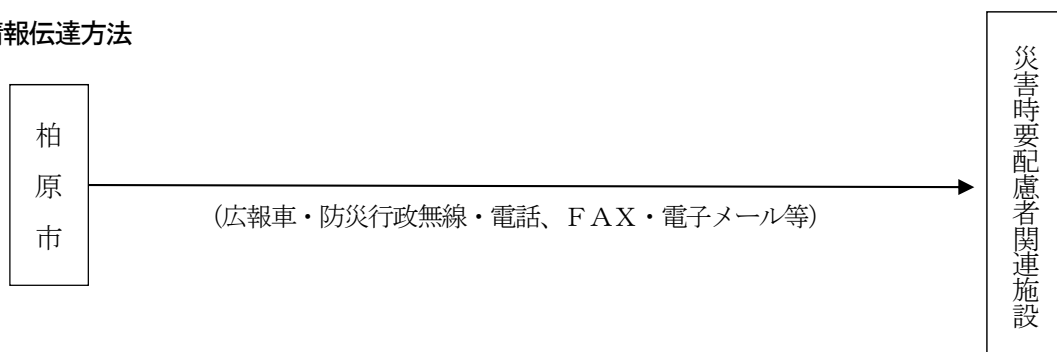
施設名称	所在地	電話番号	災害の種類	区分
まどか保育園	大県 4 丁目 631 番地	072-971-4520	土石流	私立保育所
堅下小学校放課後児童会	平野 2 丁目 1 番 5 号	072-971-4798	土石流	放課後児童会
国分小学校放課後児童会	国分本町 6 丁目 11 番 4 号	072-977-5026	急傾斜	放課後児童会
堅上小学校放課後児童会	雁多尾畑 5955 番地	072-979-0364	急傾斜	放課後児童会
修徳学院	高井田 809 番地の 1	072-978-6083	急傾斜	児童自立支援施設
長谷川羽曳野学園	円明町 3 番 30 号	072-972-5723	急傾斜	児童心理治療施設

3 その他施設

(令和3年(2021年)12月1日現在)

施設名称	所在地	電話番号	災害の種類	区分
堅下幼稚園	平野 2 丁目 2 番 9 号	072-972-0241	土石流	公立幼稚園
堅上幼稚園	雁多尾畑 5967 番地	072-979-0604	急傾斜	公立幼稚園
堅下小学校	平野 2 丁目 1 番 5 号	072-971-2816	土石流	小学校
堅上小学校	雁多尾畑 5955 番地	072-979-0009	急傾斜	小学校
国分小学校	国分本町 6 丁目 11 番 4 号	072-977-1205	急傾斜	小学校
堅上中学校	雁多尾畑 5905 番地	072-979-0019	土石流	中学校
国分中学校	国分本町 7 丁目 1 番 20 号	072-977-1555	急傾斜	中学校
堅下北中学校	平野 2 丁目 403 番地の 1	072-973-0065	急傾斜	中学校
堅下南中学校	安堂町 878 番地	072-973-2715	急傾斜	中学校
国分病院	旭ヶ丘 4 丁目 672 番地	072-978-6072	土石流	病院
白岩内科医院	法善寺 4 丁目 10 番 24 号	072-971-1221	土石流	診療所 (透析設備)

4 情報伝達方法



資料 28 防災備蓄拠点等一覧

区 分	所 在 地	備 蓄
柏原市役所	安堂町 1－5 5	防災備蓄、資機材
高井田倉庫	高井田 6 5 0－3（旧高井田分校）	防災備蓄、資機材
柏原中学校	堂島町 1－2 8	防災備蓄、輸送拠点
国分中学校	国分本町 7－1－2 0	輸送拠点
柏原小学校	大正 1－9－5 3	地域備蓄拠点
柏原東小学校	大県 1－8－5	
堅下北小学校	法善寺 4－3 5 9－5	
堅下小学校	平野 2－1－5	
堅下南小学校	安堂町 7 1 0	
堅上小学校	雁多尾畑 5 9 5 5	
玉手小学校	円明町 1－1	
国分小学校	国分本町 6－1 1－4	
旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘 3－4 8 9 6	
旧国分東小学校	国分東条町 3 7 0 4－1	

資料 29 防災用備蓄物資・資機材一覧

令和3年9月現在

	物 資 名
備 蓄 物 資	エンジンカッター
	備蓄水
	給水バッグ
	哺乳瓶
	炊出しセット
	卓上コンロ
	ウェットティッシュ
	毛布
	ブルーシート
	生理用品
	おむつ（大人・子供用）
	簡易トイレ（便座）
	トイレ用ワンタッチテント
	排便袋
	トイレットペーパー
	簡易ベッド
	寝袋
	避難所用間仕切り
	避難所用マット
	懐中電灯
	多機能ランタン
	ラジオ
	乾電池
	救急箱
	コードリール
	拡声器
	ヘルメット
	長靴
	雨合羽
	リヤカー
	担架

	物 資 名
備 蓄 物 資	電気ポット
	避難用ルームテント
	段ボールベッド
	段ボールパーテーション
	災害用組立トイレ
	マスク
	電話機
	次亜塩素酸
	ペーパータオル
	プラスチック手袋
	フェイスシールド
	手指消毒用アルコールスプレー
	コットンロール
	非接触赤外線体温計
	防護服セット
	大型扇風機
	組立式給水タンク
	発電機
	燃料用携行缶
	バルーン投光器
	発電機（エネポ）
	カセットガス

	資 機 材 名
資 機 材	エンジンカッター
	チェーンソー
	バール
	剣スコップ
	角スコップ
	ジャッキ
	のこぎり
	高圧洗浄機
	掛矢
	杭
	トラロープ
	土嚢袋
	水土嚢袋
	水中ポンプ
	消火用バケツ
	誘導灯
	テント（2×4 間）
	ワンタッチテント
	投光機
	発電機

資料30 消防水利の状況

令和3年4月1日現在

	計	消火栓		防火水槽						その他
		公設	私設	100 m ³ 以上		60 m ³ 以上 100 m ³ 未満		40 m ³ 以上 60 m ³ 未満		プール
				公設	私設	公設	私設	公設	私設	
柏原市	1,403	1,161	57	7	5	5	10	29	114	15

資料31 柏原市消防団の現況

令和3年4月1日現在

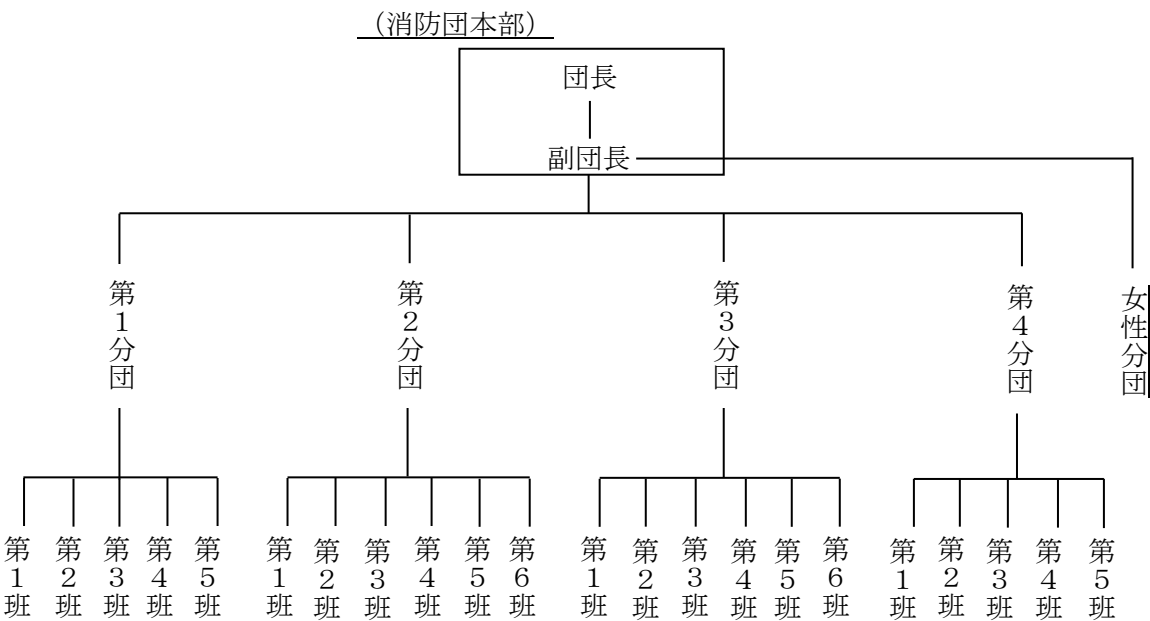
1. 消防団の現況

(1) 概 要

柏原市は「柏原市消防団の設置、名称及び区域に関する条例」「柏原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例」、羽曳野市は「羽曳野市消防団条例」藤井寺市は「藤井寺市消防団条例」に基づいて組織され、これらを含む事務局は、それぞれ柏原市、羽曳野市、藤井寺市に置かれている。

(2) 組織図

＜柏原市＞



(3) 柏原市消防団

① 団員数及び機械配置

令和3年4月1日現在

区 分		団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
団員数	定員	1	4	4	4	5	22	100	140
	実員	1	4	4	4	5	22	89(2)	129(2)
機械配置	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ			積載車	指令車	その他の車両		合計
		5	7			3	2	4	19

内訳 () は女性消防団員

2. 詰所一覧

分団名	所 在 地	床 面 積 (㎡)		築 年 月
1	今町2丁目8番2号	1 F	61.81	平成21年3月
		2 F	61.81	

2	大県3丁目6番8号	1 F	1 3 4 . 4 3	平成14年3月
		2 F	1 3 4 . 4 3	
3	国分本町2丁目7番2号	1 F	1 2 6 . 3 5	昭和55年6月
		2 F	1 1 4 . 0 0	
4	雁多尾畑1435-2	1 F	6 5 . 3 0	昭和61年6月
		2 F	6 4 . 7 5	

資料32 市内災害医療機関

市災害医療センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
市立柏原病院	582-0005	柏原市法善寺 1-7-9	072-972-0885	072-970-2120	220

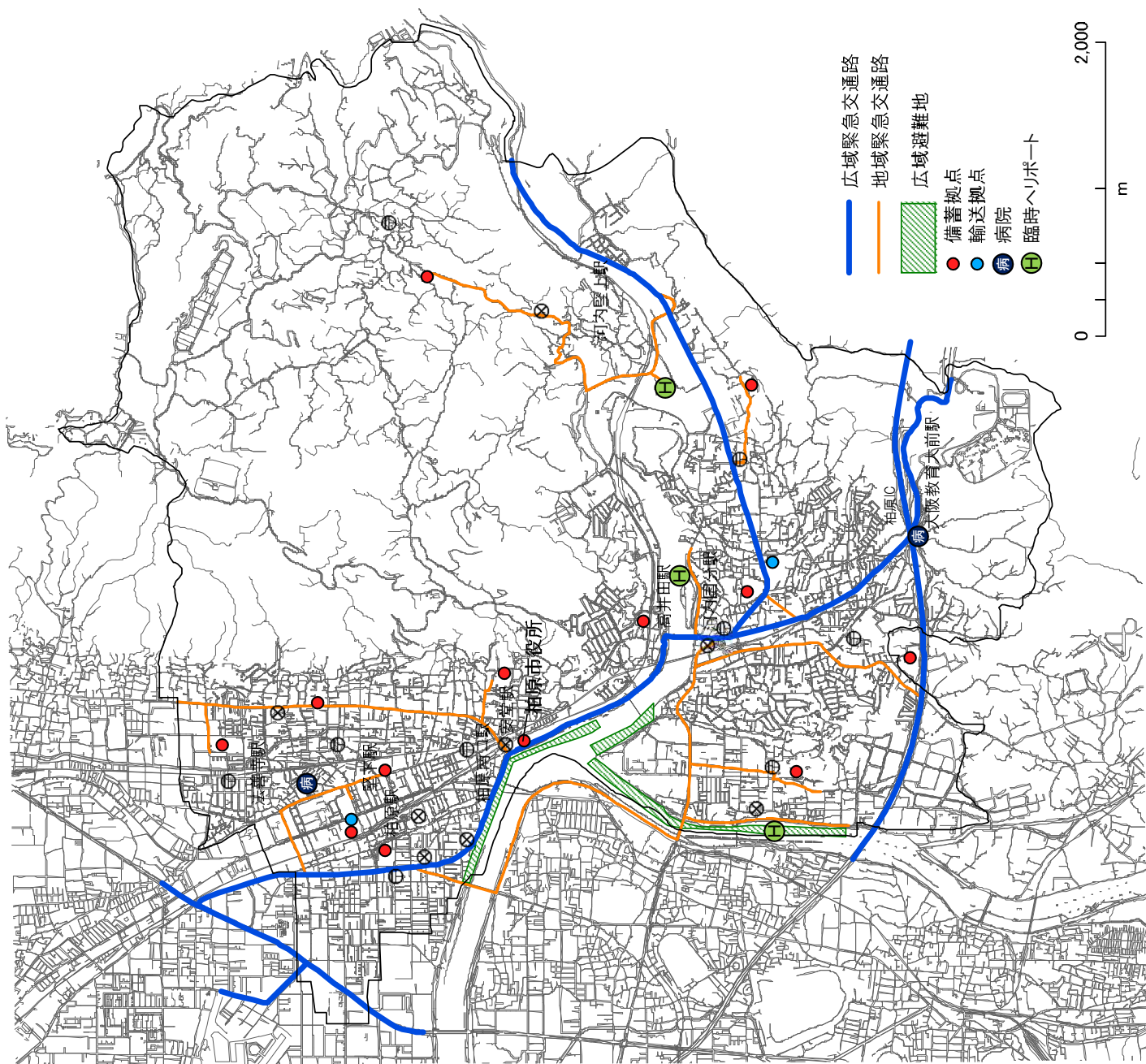
災害医療協力病院

※●は市町村災害医療センターを兼ねる医療機関。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	総病床数
医療法人養心 会国分病院	582-0026	柏原市旭ヶ丘 4-672	072-978-6072	072-978-2471	201
市立柏原病院 ●	582-0005	柏原市法善寺 1-7-9	072-972-0885	072-970-2120	220

資料 33 緊急交通路一覧

道路区分	路 線 名 称	区 間
国道	旧 170 号	安堂交差点から八尾市境まで
	〃	柏原駅下り交差点から河内橋南詰交差点まで
府道	本堂高井田線	市道東条青谷線交差点から堅上小学校付近まで
	堺大和高田線	国分交差点から石川橋西詰交差点まで
	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	原川東交差点から旭ヶ丘交差点まで
市道	本郷平野線	本郷橋交差点から市道上市法善寺交差点まで
	上市法善寺線	河原町交差点から柏原東小学校付近まで
	河原 7 号線	上市法善寺線交差点から柏原中学校グラウンド付近まで
	山ノ井法善寺線	山ノ井町交差点堅下北小学校付近まで
	太平寺 26 号線	旧国道 170 号交差点から堅下南小学校付近まで
	東条青谷線	国分寺大橋交差点から府道本堂高井田線交差点まで
	青谷 2 号線	東条青谷線交差点から青谷運動場まで
	本町 4 号線	国豊橋南詰交差点から大和川親水公園出入口付近まで
	田辺旭ヶ丘線	国分小学校西交差点から田辺交差点まで
	片山玉手西線	片山交差点から国分道明寺線交差点まで
	国分道明寺線	片山玉手西線交差点から片山 8 号線交差点まで
	片山 8 号線	国分道明寺線交差点から玉手小学校付近まで
	石川東線	石川河川敷運動広場南出入口から石川橋東詰交差点まで
	東条 9 号線	国分市場 2 丁目交差点から東条 10 号線交差点まで
	東条 10 号線	東条 9 号線交差点から東条 3 号線交差点まで
	東条 3 号線	東条 10 号線交差点から東条 35 号線交差点まで
	東条 35 号線	東条 3 号線交差点から国分東小学校付近まで
藤井寺市道	国府 23 号線	石川橋西詰交差点から藤井寺市柏原市学校給食センター前まで
	道明寺柏原線	藤井寺市柏原市学校給食センター前から河内橋南詰交差点まで



資料35 災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名称	土地の状況									
	所在地	形状		座標 (世界測地系)		座標 1 0 (世界測地系)		UTM ポイント	所有者又は 管理者	
		縦 (m)	横 (m)	北緯	東経	北緯	東経		住所	代表
石川河川敷運動公園	柏原市玉手町	350	68	34 度 33 分 53 秒	135 度 37 分 20 秒	34. 5647222	135. 6222222	53SNU57072495	富田林市寿町 2-6-1	大阪府富田林 土木事務所
青谷運動場	柏原市大字青谷	130	120	34 度 34 分 11 秒	135 度 39 分 15 秒	34. 5697222	135. 6541667	53SNU60002552	柏原市安堂町 1-43	教育委員会ス ポーツ推進課
大和川親水公園	柏原市国分本町 3 丁目 527 番 2 地先～ 国分市場 1 丁目 1616 番乙地先	550	55	34 度 33 分 58 秒	135 度 38 分 32 秒	34. 5661111	135. 6422222	53SNU58912511	柏原市安堂町 1-55	都市デザイン 部都市管理課

資料36 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所一覧

指定緊急避難場所 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れ、自らの生命を守るための避難場所として、災害の種類ごとに市が指定する施設

指定避難所 災害の危険性があることから避難した方が災害の危険性がなくなるまでの間に滞在し、または災害により家に戻れなくなった方が一時的に滞在するために市が指定する施設

No.	施設名	所在地	受入 可能面積	受入 可能人数	指定緊急避難場所				指定 避難所
					地震	洪水	土砂災害	大規模火災	
1	東大阪大学柏原高等学校	本郷5-993	8,568	4,284	○	○		○	○
2	柏原西保育所	大正3-8-8	297	149	○			○	
3	柏原西コミュニティ会館	大正3-9-20	193	97	○			○	
4	柏原小学校	大正1-9-53	4,523	2,262	○	○		○	○
5	勤労者センター(K. I. ホール)	大正2-10-1	558	279	○	○		○	○
6	柏原南コミュニティ会館	古町2-8-38	140	70	○			○	
7	柏原中学校	堂島町1-28	4,025	2,013	○	○		○	○
8	かしわらっ子はぐくみセンター	堂島町1-23	313	157	○			○	
9	公民館・図書館(文化センター)	上市4-1-27	1,422	711		○		○	○
10	柏原東小学校	大県1-8-5	2,751	1,376	○	○	○	○	○
11	法善寺保育園	法善寺3-801	381	191	○			○	
12	堅下北小学校	法善寺4-359-5	2,504	1,252	○	○	○	○	○
13	(旧)堅下北幼稚園	法善寺4-348-1	248	124	○			○	
14	堅下北コミュニティ会館	法善寺4-348-1	158	79	○			○	
15	堅下北中学校	平野2-403-1	3,411	1,706	○	○		○	○
16	堅下小学校	平野2-1-5	3,043	1,522	○	○		○	○
17	(旧)堅下幼稚園	平野2-2-9	372	186	○			○	
18	かたしもこども園(旧堅下保育所)	平野1-6-2	231	116	○			○	
19	堅下合同会館	大県3-9-19	570	285	○	○	○	○	○
20	堅下南中学校	安堂町878	3,330	1,665	○	○		○	○
21	堅下南小学校	安堂町710	2,519	1,260	○	○	○	○	○
22	市立第二体育館	安堂町9-20	609	305	○	○		○	
23	市民文化会館(リビエールホール)	安堂町1-60	9,244	4,622	○	○		○	○
24	歴史資料館	高井田1598-1	370	185	○	○		○	○
25	大阪府立修徳学院	高井田813	450	225	○	○	○	○	○
26	(旧)大阪府立柏原東高等学校	高井田1015	7,478	3,739	○	○		○	○
27	堅上合同会館	雁多尾畑4812-1	122	61				○	○
28	堅上中学校	雁多尾畑5905	2,015	1,008	○		○	○	○
29	堅上小学校	雁多尾畑5955	1,171	586	○			○	○
30	堅上コミュニティ会館	青谷2072	143	72	○		○	○	○
31	玉手小学校	円明町1-1	2,730	1,365	○	○		○	○
32	(旧)玉手幼稚園	円明町1-1	281	141	○			○	
33	玉手地域コミュニティ会館	玉手町9-1	185	93	○			○	
34	玉手中学校	玉手町20-17	4,324	2,162	○		○	○	○
35	たまてこども園(旧円明保育所)	玉手町12-30	300	150	○			○	
36	市立体育館	玉手町25-80	1,400	700		○		○	○
37	国分合同会館	国分本町2-7-2	693	347		○	○	○	○
38	(旧)国分幼稚園	国分本町6-1-23	400	200	○			○	
39	国分小学校	国分本町6-11-4	3,630	1,815	○	○	○	○	○
40	こくぶこども園(旧国分保育所)	国分本町6-11-28	281	141	○			○	
41	国分東コミュニティ会館	国分本町7-4-78	189	95	○			○	
42	国分中学校	国分本町7-1-20	3,607	1,804	○	○	○	○	○
43	(旧)国分東小学校	国分東条町3704-1	2,421	1,211	○	○		○	○
44	㈱ジェイテクト国分工場研修センター	国分市場1-8-34	1,247	500	○	○	○	○	
45	旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘3-4896	3,257	1,629	○	○	○	○	○
46	学校法人玉手山学園総合体育館	旭ヶ丘3-13-48	2,179	1,090	○	○		○	○
47	老人福祉センター(やすらぎの園)	旭ヶ丘1-9-30	496	248		○		○	

※受入可能人数は、一般の避難所については、1人あたり2㎡で算出

福祉避難所 災害時に高齢者、障害者、妊婦等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方のために開設する2次避難所。一般の避難所の状況を判断した上で必要な時に開設。

No.	施設名	所在地	受入 可能面積	受入 可能人数	指定緊急避難場所				指定 避難所	福祉 避難所	受入 対象者
					地震	洪水	土砂災害	大規模火災			
48	自立支援センター(はばたき)	本郷3-9-62	598	150						○	要配慮者
49	健康福祉センター(オアシス)	大県4-15-35	794	199						○	要配慮者
50	学校法人玉手山学園	旭ヶ丘3-11-1	173	43						○	要配慮者

※受入可能人数は、福祉避難所については、1人あたり4㎡で算出

資料37 広域避難場所

名 称	所 在 地	面積 (㎡)
片山青少年運動広場	片山町	11,483
石川河川敷広場	玉手町	66,446
大和川右岸河川敷広場	高井田、安堂、古町	26,780
<u>法善寺遊水地</u>	<u>法善寺4丁目</u>	<u>114,000</u>

資料38 避難路一覧

No.	路 線 名 称	区 間	延 長 (m)
1	国道170号	八尾市境～藤井寺市境	550
2	国道25号	八尾市境～弁天橋西交差点	6,470
3	旧国道170号	八尾市境～安堂交差点	2,430
4	旧国道170号	柏原駅下り交差点 ～藤井寺市境（河内橋北詰交差点）	300
5	国道165号	国分南交差点～大阪教育大前交差点	1,400
6	府道堺大和高田線	藤井寺市境～国分交差点	1,400
7	府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線	原川東交差点～旭ヶ丘交差点	1,700
8	府道本堂高井田線	芝山橋西詰～留所山霊園付近	3,280
9	本郷平野線	柏原高校北交差点～平野交差点	1,810
10	本郷太田線	柏原高校前交差点～本郷中交差点	780
11	本郷5号線	藤井寺市境～柏原小学校西交差点	730
12	大正1号線	藤井寺市境～柏原駅下り交差点	420
13	長瀬川西線	八尾市境～南若松橋	1,230
14	上市法善寺線	八尾市境～安堂北交差点	2,060
15	山ノ井法善寺線	上市法善寺線～山ノ井交差点	730
16	法善寺15, 12, 16, 14, 18号線他1	上市法善寺線～法善寺1号踏切	640

No.	路 線 名 称	区 間	延 長 (m)
17	法善寺31, 28号線	法善寺1号踏切～上市法善寺線 (柏羽藤消防署柏原出張所北側付近)	500
18	平野16号線	平野北交差点～堅下北中学校	500
19	大県本郷線、今町上市線、 清州今町線、府道柏原停車場線	柏原小学校西交差点～大県交差点	1, 110
20	大県4号線	堅下駅～上市法善寺線	180
21	清州上市線	西一番踏切 (柏原駅北側) ～上市法善寺線	420
22	上市大正線、太平寺上市線	古町上市線交差点～上市4丁目交差点	590
23	古町上市線	柏原小学校東～柏原南口駅下り交差点	740
24	大県上市線	上市法善寺線～旧170号線 (大県南交差点南側付近)	500
25	大県信貴線	大県南交差点～健康福祉センター	110
26	太平寺26号線	旧170号～堅下南中学校	500
27	安堂6号線	堅下南中学校～老人ホーム寿光園	100
28	安堂畑線	安堂北交差点～堅下南中学校	600
29	高井田20, 30号線	サンヒル柏原北側付近～高井田台交差点	500
30	高井田白坂神社線、 高井田32号線	高井田駅前交差点～歴史資料館	170
31	高井田9, 23, 21号線	高井田踏切～柏原東高校南側付近	1, 100
32	高井田18号線	柏原東高校～芝山橋西詰	490
33	東条青谷線	青谷交差点～国分寺大橋東交差点	1, 090
34	石川片山線	片山東交差点～片山庭球場 ～片山西交差点	1, 010
35	石川東線	石川橋東詰交差点北側付近 ～企業団地西交差点	1, 400
36	片山玉手西線	片山交差点～国分道明寺線	550
37	国分道明寺線	水道局前交差点～国分駅西交差点	1, 500
38	片山22, 23, 21号線	国分道明寺線～市立体育館 ～国分道明寺線	700
39	原川線	原川橋交差点～玉手山学園	1, 200
40	片山8号線	国分道明寺線～円明町交差点	230
41	円明11号線	片山8号線 (長谷川学園南側) ～石川東線	210

No.	路 線 名 称	区 間	延 長 (m)
42	円明駒ヶ谷線、名阪北線	企業団地西交差点～旭ヶ丘交差点	1,490
43	本町市場線、市場国分神社線	国豊橋南詰交差点南側付近 ～国分神社～東条西交差点西側付近	1,230
44	本町市場線	東条交差点～ジェイテクト研修センター	250
45	東条9, 10, 3, 35線	国分市場2丁目交差点～国分東小学校	520
46	本町11, 19号線	国分本町4丁目交差点 ～国分小学校前交差点	400
47	田辺旭ヶ丘線	国分小学校西交差点～田辺交差点	260
48	本町田辺線	国分小学校前交差点～国分中学校裏門	70
49	本町49号線、田辺12号線、 本町田辺線、田辺38号線	国分中学校前交差点 ～大阪教育大学北交差点	1,000
50	旭ヶ丘25, 26号線	旭ヶ丘3丁目交差点南側付近 ～旭ヶ丘小学校	200
51	小松橋旭ヶ丘線、名阪北線	小松橋～旭ヶ丘小学校	490
52	青谷峠線	弁天橋西交差点～新亀ノ瀬橋付近	800



資料40 避難所担当課一覧

No.	施 設 名	災 害 種 別				主	副
		土砂災害	洪 水	地 震	火 災		
1	東大阪大学柏原高等学校		●	●	●	企画調整課	秘書広報課
2	柏原西保育所			○	○	柏原西保育所	
3	柏原西コミュニティ会館			○	○	都市管理課	
4	柏原小学校		●	●	●	教育総務課	
5	勤労者センター		●	●	●	にぎわい観光課	会計管理室
6	柏原南コミュニティ会館			○	○	都市政策課	
7	自立支援センター					障害福祉課	
8	柏原中学校		●	●	●	指導課	
9	かしわらっ子はぐくみセンター			○	○	交通政策課	
10	公民館・図書館		●		●	公民館	図書館
11	柏原東小学校	●	●	●	●	財政課	契約検査課
12	法善寺保育園			○	○	子育て支援課	こども施設課
13	堅下北小学校	●	●	●	●	こども施設課	
14	(旧)堅下北幼稚園			○	○		
15	堅下北コミュニティ会館			○	○	経営総務課	
16	堅下北中学校		●	●	●	学務課	
17	堅下小学校		●	●	●	福祉総務課	図書館
18	(旧)堅下幼稚園			○	○	堅下幼稚園	
19	かたしもこども園			○	○	かたしもこども園	
20	堅下合同会館	●	●	●	●	福祉総務課	
21	健康福祉センター					こども家庭安心課	
22	堅下南中学校		●	●	●	高齢介護課	
23	堅下南小学校	●	●	●	●	高齢介護課	
24	第二体育館		○	○	○	都市開発課	庁舎整備室
25	市民文化会館		●	●	●	社会教育課	スポーツ推進課
26	歴史資料館		●	●	●	文化財課	
27	大阪府立修徳学院	●	●	●	●	地域連携支援課	産業振興課
28	(旧)大阪府立柏原東高等学校		●	●	●	行政委員会	議会事務局
29	堅上合同会館				●	市民課	
30	堅上中学校	●		●	●	子育て支援課	
31	堅上小学校			●	●	用地課	課税課
32	堅上コミュニティ会館	●	●	●	●	環境対策課	
33	玉手小学校		●	●	●	保険年金課	
34	(旧)玉手幼稚園			○	○	たまたこども園	
35	玉手地域コミュニティ会館			○	○	水道工務課	
36	玉手中学校	●		●	●	保険年金課	
37	たまたこども園			○	○	たまたこども園	
38	体育館		●		●	デジタル推進課	総務課
39	国分合同会館	●	●		●	市民課	
40	(旧)国分幼稚園			○	○	こくぶこども園	
41	国分小学校	●	●	●	●	課税課	
42	こくぶこども園			○	○	こくぶこども園	
43	国分東コミュニティ会館			○	○	下水工務課	
44	国分中学校	●	●	●	●	納税課	
45	(旧)国分東小学校		●	●	●	課税課	
46	ジェイテクト国分工場研修センター	○	○	○	○	福祉指導監査課	人権推進課
47	旭ヶ丘小学校	●	●	●	●	産業振興課	
48	玉手山学園		●	●	●	健康づくり課	
49	老人福祉センター		○		○	人事課	公有財産マネジメント課

●の施設は、指定緊急避難場所兼指定避難所

○の施設は、指定緊急避難場所

資料41 応急仮設住宅建設候補地一覧

No.	施設名	所在地 所在地番	敷地面積 (㎡)	建設可能 戸数
1	上市公園	上市4-1-27 <u>上市4丁目388の一部</u>	1,177	23
2	法善寺公園	法善寺3-8-18 <u>法善寺3丁目923</u>	1,095	21
3	法善寺第2公園	法善寺3-810 <u>法善寺3丁目810</u>	1,327	26
4	春日台公園	田辺2-9-76 <u>田辺2丁目2080-164</u>	1,048	20
5	勝松山公園	玉手町25-70 <u>玉手町115-83</u>	1,600	16
6	旭ヶ丘公園	旭ヶ丘3-1-1 <u>旭ヶ丘3丁目5037</u>	1,010	20
7	東春日台公園	国分本町7-9-75 <u>国分本町7丁目1998-184</u>	1,300	26
8	竜田古道の里山公園	大字雁多尾畑652 <u>大字雁多尾畑652-9</u>	34,835	348
9	青山台公園	大字高井田1020 <u>大字高井田1020-48,-53</u>	1,199	23
10	高井田第1号公園	大字高井田1584 <u>大字高井田1584-1</u>	4,822	48
11	中小企業団地3号公園	円明町15-53 <u>円明町217-114</u>	1,595	31
12	中小企業団地4号公園	円明町217 <u>円明町217-109</u>	2,470	24
13	円明南公園	円明町1000 <u>円明町1000-170の一部</u>	1,636	32
14	青谷緑地公園	大字青谷1953 <u>大字青谷1953-18</u>	3,759	37
15	大正公園	大正3-8-8 <u>大正3丁目269-1</u>	958	19
16	石川町南公園	石川町6-53 <u>石川町18-62他</u>	556	11

No.	施 設 名	所 在 地 所在地番	敷地面積 (㎡)	建設可能 戸 数
17	石川町南第2公園	石川町6-29 <u>石川町18番191</u>	503	10
18	中小企業団地2号公園	円明町16-8 <u>円明町217-91他</u>	898	17
19	やまびこガーデン	法善寺1-6-12 <u>法善寺1丁目29番6</u>	791	15
20	堅下北中学校裏緑地（あかね坂）	平野2-403 <u>平野2丁目403-9</u>	2,777	27
21	青谷運動場 <u>(スポーツ推進課所管)(来年廃止予定)</u>	大字青谷130-11	21,100	422
22	円明運動広場 <u>(スポーツ推進課所管)</u>	円明町1000-170	4,300	86
23	平野こどもスポーツ広場 <u>(スポーツ推進課所管)</u>	平野1-29 <u>平野1丁目29-1</u>	3,700	74
計			94,457	1,376

※建設可能戸数の算出にあたっては、1戸あたり50㎡としている。

なお、斜面地を含む施設にあっては、総敷地面積の50%が建設可能面積として算出。

また、災害の規模により、上記施設の敷地のみでは、不足が生じる場合、学校等の敷地を利用することを検討する。

資料42 公用車保有状況一覧

令和3年12月13日現在

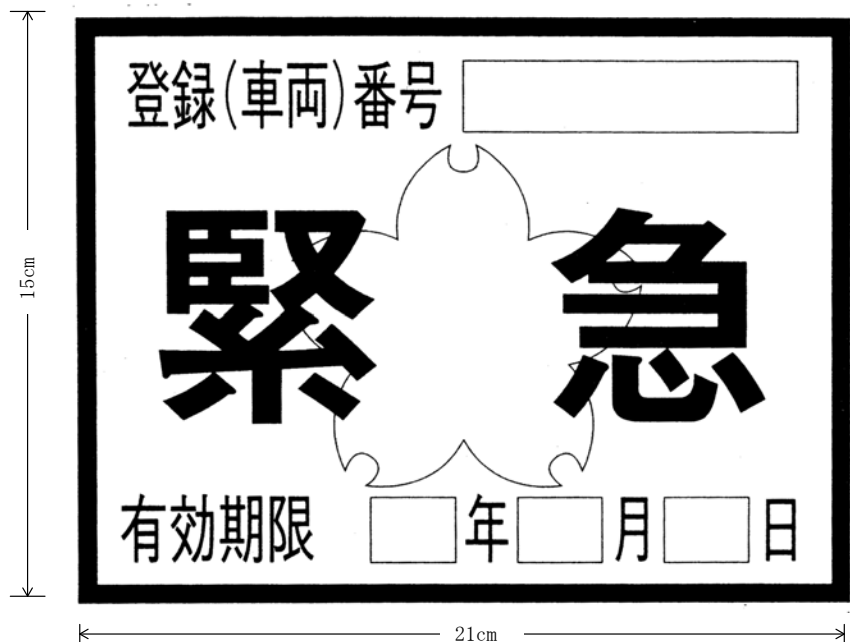
車両台数 151台		車種別		乗用				貨物				特種				単車	自転車	備考
		車種内訳		軽	小型	普通	マイクロバス	軽	小型	普通	大型	緊急車 道路維持車		塵芥車 その他				
												軽自	普通	軽自	普通			
部 別	計	課 別	計	0	0	12	6	62	8	1	0	3	14	0	3	19	23	
総務部	54	総務課	54			5	1	19	3						1	8	17	車いす 移動車
政策推進部	14	危機管理課	14									3	11					消防団 ポンプ車
都市 デザイン部	20	交通政策課	8			2	4	1	1									
		都市管理課	8					7					1					緊急車 B-12
		都市政策課	2					2										
		都市開発課	2					2										
上下水道部	19	経営総務課	2					2										
		水道工務課	11					8	2				1					給水車
		下水工務課	6					6										
市民部	9	産業振興課	3					3										
		環境対策課	5					1	2	1					1			
		市民課	1														1	
病院事務局	6	医事総務課	6			4		1					1					救急車
福祉こども部	3	子育て支援課	3					3										
健康部	12	健康づくり課	6					2								1	3	
		高齢介護課	6													6		
議会事務局	1	議会事務局	1			1												
教育部	13	教育総務課	7					3								4		
		学務課	1				1											
		図書館	4					1							1		2	図書館車
		歴史資料館	1					1										

資料43 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事	印
公安委員会			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

資料44 緊急通行車両標章



- 備考 1) 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）」番号、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

資料 45 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

1 重要物資確保の基準について

- (1) アルファ化米等
避難所生活者数の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄
- (2) 高齢者用食
避難所生活者数（特に配慮が必要な高齢者等）の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比2%で算出）
- (3) 粉ミルク
避難所生活者数（乳児）の1日分以上を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）
- (4) 哺乳瓶
避難所生活者数（乳児）分を市町村が備蓄。府は予備分を備蓄（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）
- (5) 毛布
避難所生活者のうち子ども、高齢者等の分（人口比30%）を市町村が、その他を府がそれぞれ備蓄
- (6) おむつ
避難所生活者数（乳児）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（人口比3%、1日5個で算出）
- (7) 生理用品
避難所生活者数（女性）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（幼児、高齢者を除いた人口〔人口比65%〕のうち女性〔人口比51%〕、1日5個で算出）
- (8) 簡易トイレ
避難所生活者数100人に1基を市町村（ボックス型）が備蓄。府は組立て型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

2 避難所必要面積について

避難所生活者数（一人当たり1.65㎡）を収容することができる避難所面積を確保

3 広域避難場所必要有効面積について

延焼火災から一時的に避難することができる広域避難場所（一人当たり1㎡）の有効面積を確保

4 応急仮設住宅建設予定地について

全壊に焼失を加えた世帯数に救助法の設置戸数（3割）を勘案し、1戸当たり50㎡（救助法の住宅基準の約2倍）で算出した応急仮設住宅建設予定地面積を確保

資料46 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日

条例第26号

最近改正 令和元年9月30日条例第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡について災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害について既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給について遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

(利率等)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセント(保証人を立てた場合にあっては無利子)とする。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 償還方法、償還免除、報告等、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第7条第3項、同条第4項、第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52.3.25条例5)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53.6.23条例18)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて、それぞれ適用する。

附 則 (昭和56.10.30条例23)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57.12.16条例31)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する

災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62.3.13条例3）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成5.3.31条例6）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（昭和53年柏原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（昭和57年柏原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23.9.27条例19）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項及び第2項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元.6.28条例2）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元.9.30条例14）

この条例は、公布の日から施行する。

資料47 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月1日

規則第24号

最近改正 令和3年4月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柏原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4) 条例第14条第1項の保証人(以下「保証人」という。)を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(様式第5号)及び印鑑証明書(保証人を立てた場合は、保証人の連署した借用書並びに借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに当該借入申込者に貸付ける資金(以下「貸付金」という。)を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、貸付金の償還を完了した者に、当該貸付けに係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 違約金の支払免除の申請をしようとする者（以下「違約金免除申請者」という。）

は、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該違約金免除申請者に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該違約金免除申請者に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1） 借受人の死亡を証する書類

（2） 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名、住所その他の借用書に記載した事項に変更が生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出るものとする。

(その他の事項)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則（昭和57. 12. 16規則27）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成5. 3. 31規則9）

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和57年柏原市規則第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17. 3. 30規則8）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 31規則7）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則(平成２８．３．３１規則６)
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和元．７．３１規則８）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３．４．３０規則１１）
（施行期日）

１ この規則は、令和３年５月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３ この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

資料48 災害時応援協定一覧

1 官公庁

協 定 名	締 結 先	締 結 日	内 容
無線通信施設等に係る 災害相互応援協定	堺市、寝屋川市、岸和田市、 貝塚市、八尾市	S59. 6. 1	通信施設及び通信従事者 の応援等
災害相互応援協定 (中河内及び南河内 9市2町1村)	八尾市、東大阪市、 富田林市、大阪狭山市、 河内長野市、太子町、 松原市、河南町、羽曳野市、 千早赤阪村、藤井寺市	H7. 8. 28 (H17. 2. 1) 市町村合併による	応援要請に基づく人的・ 物的支援
大阪広域水道震災対策 相互応援協定	大阪府（健康医療部）、 府内全市町村 (大阪市除く)、 大阪広域水道企業団、 泉北水道企業団	H9. 3. 31 H23. 4. 1 <u>H31. 4. 1</u> <u>R3. 4. 1</u>	応援要請に基づく給水・ 人的・物的支援 大阪広域水道企業団水道 震災対策中央本部の設置
東播磨地域及び中河内 地域災害時相互応援に 関する協定	明石市、東大阪市、 加古川市、八尾市、稲美町、 播磨町	H24. 4. 1	応援要請に基づく人的・ 物的支援
災害時等の応援に関す る申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	H24. 5. 22	応援要請に基づく物的・ 人的支援
<u>災害相互応援協定</u>	<u>広陵町（奈良県）</u>	<u>H26. 7. 8</u>	<u>応援要請に基づく物的・ 人的支援</u>
<u>災害相互応援協定</u>	<u>王寺町（奈良県）</u>	<u>H28. 3. 18</u>	<u>応援要請に基づく物的・ 人的支援</u>
<u>災害相互応援協定</u>	<u>三郷町（奈良県）</u>	<u>H29. 1. 17</u>	<u>応援要請に基づく物的・ 人的支援</u>
<u>災害支援協定</u>	<u>日本下水道事業団</u>	<u>R1. 8. 20</u>	<u>下水道施設の維持又は修 繕に関する工事</u>
<u>大学施設の一時使用に 関する協定</u>	<u>大阪教育大学</u> <u>大阪府柏原警察署</u> <u>柏原羽曳野藤井寺消防組</u> <u>合</u>	<u>R2. 3. 25</u>	<u>防災関係機関の活動拠点 等の提供</u>
<u>災害相互応援協定</u>	<u>香芝市（奈良県）</u>	<u>R3. 8. 1</u>	<u>応援要請に基づく物的・ 人的支援</u>

2 民間事業者

協 定 名	締 結 先	締結日	内 容
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	H24. 3. 1	食料品、日用品、物資の輸送
	マルヒ 総合食品(株)	H24. 10. 1	食料品、衣類、医薬品、日用品
	(株)サンプラザ	H24. 11. 11	食料品、日用品等
	カタシモワインフーズ(株)	H25. 10. 21	飲料品
	(株)セブンツリーセブン	H25. 10. 21	化粧品、石鹸等衛生用品
	アングル(株)	H25. 10. 28	衣類、下着類
	寿屋清涼食品(株)	H25. 11. 8	飲料品
	岡村製油(株)	H25. 12. 1	食用油等
	早川繊維(株)	H25. 12. 11	マット、畳等
	大和板紙(株)	H25. 12. 11	パーテーション用原紙
	サラヤ(株)大阪工場	H26. 2. 3	石鹸、洗剤等衛生用品
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	大阪葬祭事業協同組合	H25. 12. 17	棺、ドライアイス等葬祭用品
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	認定特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	H24. 6. 12	災害救助犬、セラピードッグの派遣
災害時等の緊急放送における協定	(株)ジェイコムウエスト、 (株)ジュピターテレコム	H27. 1. 16	災害情報の緊急放送
災害時における避難所等施設利用に関する協定	学校法人玉手山学園	H26. 7. 4	避難施設の提供
災害発生時における連携協力に関する協定	(株)ジェイテクト国分工場	H26. 8. 20	避難施設の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H26. 10. 30	地図製品（地図データ、住宅地図、広域図）の提供
災害時における市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局 9 局	H27. 12. 14	局ネットワークを活用した広報・防災活動支援
災害時における L P ガス供給の協力に関する協定	一般社団法人大阪府 L P ガス協会南河内北支部	H27. 12. 14	L P ガス燃料器具の供給
災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定	(株)光明製作所	H28. 8. 24	仮設配管等資材の運搬及び貸出に関する協力

協 定 名	締 結 先	締結日	内 容
災害時における畳の提供に関する協定	5 日で 5 0 0 0 枚の約束 プロジェクト実行委員会	H29. 1. 19	畳の提供
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)	H30. 11. 1	避難所における特設公衆電話の回線整備
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	大阪府宅地建物取引業協会 会南大阪支部	R1. 12. 19	民間賃貸住宅の情報提供及び媒介等に関する協力
災害時における支援物資輸送及び集配拠点の運営に関する協定	(株)大通	R1. 5. 16	支援物資の輸送及び集配拠点の運営協力
災害時における水道施設の応援復旧支援に関する協定	明和工業(株)	R1. 6. 12	仮設配管等資材の運搬及び貸出に関する協力
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R1. 8. 2	災害時の迅速な情報発信等
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	R1. 9. 26	災害廃棄物の円滑な処理に向けた相互支援
災害時における医療救護活動に関する協定	(一社)柏原市医師会 (一社)柏原市歯科医師会 柏原市薬剤師会	R1. 11. 15	円滑な医療救護活動実施に向けた支援
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道 管路管理業協会	R2. 1. 7	下水道管路施設を対象とした復旧支援
災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	公益社団法人全国上下水道 コンサルタント協会	R2. 3. 9	査定図書作成などの復旧業務に係る支援
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定	荏原実業(株)大阪支社 (株)クボタ (株)鶴見製作所	R2. 3. 13	被災した施設の応急・復旧のための緊急工事
柏原市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	R1. 8. 20 R3. 10. 1	下水道施設の維持又は修繕に関する工事
災害時における臨時福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人 寿光会	R2. 6. 16	臨時福祉避難所施設の提供
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	セッツカートン(株) J パックス(株)	R2. 7. 1	段ボールベッド及び間仕切り の提供

協 定 名	締 結 先	締結日	内 容
災害時における避難所の応急危険度判定に関する協定	公益社団法人 大阪府建築士会	R2. 8. 25	避難所における応急危険度判定
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	石崎資材(株)	R2. 10. 1	日用品、衛生用品の提供
災害時における施設の一時使用に関する協定	(株)大起環境	R3. 4. 1	災害廃棄物一時集積場所等の提供
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合 柏原支部	R3. 9. 1	公衆浴場施設の提供
災害時における物資の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	R3. 9. 27	ユニットハウス（ユニットトイレ）等の提供

◆避難情報の種類

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難

次のような防災気象情報等を目安とし、「災害が発生するおそれがある状況」や、「災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況」において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令する。

【高齢者等避難を発令する目安となる情報】 ＜警戒レベル3相当＞	大雨警報（土砂災害）※1 洪水警報 危険度分布「警戒」（赤） 氾濫警戒情報
---	---

※1：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

(2) 【警戒レベル4】避難指示

次のような防災気象情報等を目安とし、「災害が発生するおそれが高い状況」や、「災害リスクのある区域の居住者などが危険な場所から避難すべき状況」において、市長から「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令する。

【避難指示を発令する目安となる情報】 ＜警戒レベル4相当＞	土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」（うす紫） 氾濫危険情報 ※1
---	--

※1：防災気象情報のみではなく、消防団等の現場報告などによって堤防の決壊や越水、溢水、土砂災害が発生するおそれがある状況を把握した場合

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保

次のような防災気象情報等を目安とし、「災害が発生又は切迫している状況」や、「居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況」において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動ではなく、ただちに安全を確保する行動（高所避難・近傍の堅固な建物への退避等）を市長が特に促したい場合に、「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令する。

【緊急安全確保を発令する目安となる情報】 ＜警戒レベル5相当＞	大雨特別警報 氾濫発生情報 ※1
---	---------------------------------------

※1：防災気象情報のみではなく、消防団等の現場報告などによって堤防の決壊や越水、溢水、土砂災害の発生を把握した場合

◆河川の洪水・氾濫

大和川・石川の警戒箇所と水位

河川名	エリア	警 戒 箇 所		
		所 在 地	河口からの距離	危 険 水 位
大和川	右岸	上市2丁目付近	17.8 km	柏原水位観測所 7.0 m
		高井田924番付近	20.2 km	柏原水位観測所 <u>5.1</u> m
	左岸	片山町7番付近	19.0 km	
		国分市場1丁目付近	21.6 km	
		国分市場1丁目付近	19.8 km	
石川	右岸	円明町6番付近	大和川合流点 から1.6 km	玉手橋水位観測所 4.8 m

避難指示等の発令判断基準

避難指示等の発令対象区域と判断基準

①大和川（洪水予報河川）

大和川の避難勧告等を発令する区域は、水防法による浸水想定区域図（12 時間総雨量 316 ミリ、概ね 1000 年に 1 回の降雨を想定）により浸水深が 50 cm以上の想定がある地域とし、市域を2つのブロックに分けて、それぞれ危険水位の判断基準を設ける。

【大和川の発令対象区域】

区 域	エリア	対 象 地 域
ブロック①	左岸	石川町、片山町、玉手町、円明町、国分西1～2丁目 国分本町1～5丁目、国分市場1～2丁目、田辺1丁目
	右岸	高井田、青谷
ブロック②	右岸	本郷1～5丁目、大正1～3丁目、古町1～3丁目 今町1～2丁目、上市1～4丁目、清州1～2丁目 堂島町、河原町、法善寺1～4丁目、平野1丁目 大県1～4丁目、太平寺1～2丁目、安堂町

【大和川の発令判断基準】

判断基準 発令種別	柏 原 水 位 観 測 所 （ 大 和 川 ） の 水 位 等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	ブロック①の区域：避難判断水位 4.5mに到達し、氾濫危険水位 5.1mに到達する見込みとなったとき。 ブロック②の区域：避難判断水位 6.4mに到達し、氾濫危険水位 7.0mに到達する見込みとなったとき。 各ブロック共通 ・軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	ブロック①の区域：氾濫危険水位 5.1mに到達したとき。 ブロック②の区域：氾濫危険水位 7.0mに到達したとき。 各ブロック共通 ・水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報などの水位情報により、急激な水位上昇による氾濫のおそれがあるとき。 ・異常な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) <u>ブロック①の区域：氾濫開始相当水位 6.0mに到達したとき。</u> <u>ブロック②の区域：氾濫開始相当水位 9.1mに到達したとき。</u> 各ブロック共通 <u>・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊や護岸崩壊のおそれが高まったとき。</u> (災害が発生) ・堤防決壊や越水・溢水の発生を把握したとき。 ・氾濫発生情報が発表されたとき。

大和川の決壊・溢水による被害予測対象エリア

避難区域 河川氾濫 想定浸水深	対 象 エ リ ア		備 考
	右 岸	左 岸	
3.0～5.0m	本郷 1～5 丁目 大正 2～3 丁目 古町 1～3 丁目 今町 2 丁目 上市 2～3 丁目 法善寺 1 丁目 平野 1 丁目 大県 3 丁目 太平寺 1 丁目 安堂町、高井田	石川町 片山町 玉手町 国分西 1～2 丁目 国分本町 1～4 丁目	
0.5～3.0m	大正 1 丁目 今町 1 丁目 上市 1 丁目 清州 1～2 丁目 堂島町、河原町 法善寺 2～4 丁目 大県 1～2 丁目 大県 4 丁目 太平寺 2 丁目 青谷	円明町 国分本町 5 丁目 国分市場 1～2 丁目 田辺 1 丁目	
0.5m未満	山ノ井町		

②石川（洪水予報河川）

石川の避難指示等を発令する区域は、水防法による浸水想定区域図（24 時間総雨量 724 ミリ、1 時間最大雨量 195.5 ミリ、概ね 1000 年に 1 回の降雨を想定）により浸水深が 50cm 以上の想定がある地域とし、危険水位の判断基準を設ける。

【石川の発令対象区域】

対象地域（右岸エリア）	石川町、片山町、玉手町、円明町
-------------	-----------------

【石川の発令判断基準】

判断基準 発令種別	玉 手 橋 水 位 観 測 所 （ 石 川 ） の 水 位 等
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	・避難判断水位 4.6mに到達し、氾濫危険水位 4.8mに到達する見込みとなったとき。 ・軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
【警戒レベル 4】 避難指示	・氾濫危険水位 4.8mに到達したとき。 ・水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報などの水位情報により、急激な水位上昇による氾濫のおそれがあるとき。 ・異常な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	（災害が切迫） ・氾濫開始相当水位 5.5mに到達したとき。 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊や護岸崩壊のおそれが高まったとき。 （災害発生） ・堤防決壊や越水・溢水の発生を把握したとき。 ・氾濫発生情報が発表されたとき。

石川の決壊・溢水による被害予測対象エリア

避難区域 河川氾濫 想定浸水深	対 象 エ リ ア	備 考
	右 岸	
0.5～10.0m	石川町、片山町、玉手町、円明町	

③原川

原川の氾濫に対する避難行動については、現在、原川には水位の観測地点がなく、河川の性質上からも、避難時のリードタイムの設定が困難であるため、屋外への避難勧告、避難指示の基準は設けず、あくまで、屋内での高所避難（垂直避難）を前提とした情報の周知を行うこととする。

対 象 地 域	右岸エリア	国分西 <u>1・2丁目</u> 、 <u>国分本町1～4丁目</u> 、 <u>国分市場1丁目</u> 、 <u>田辺1丁目</u>
	左岸エリア	<u>片山町</u> 、 <u>旭ヶ丘1～4丁目</u>

【原川の発令判断基準】

判断基準 発令種別	巡 視 等 警 戒 や 市 民 等 の 通 報 に よ る
【警戒レベル3】 高齢者等避難	堤防決壊や護岸崩壊のおそれがあるとき。 (堤防決壊や護岸崩壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。) または、堤防が決壊、護岸が崩壊したとき。

原川の決壊・溢水による被害予測対象エリア

避難区域 河川氾濫 想定浸水深	対 象 エ リ ア		備 考
	右 岸	左 岸	
<u>0.5～5.0m</u>	<u>国分西1、2丁目</u> <u>国分本町1～4丁目</u>		
<u>0.5～3.0m</u>	<u>国分市場1丁目</u> <u>田辺1丁目</u>	<u>片山町</u> <u>旭ヶ丘1～4丁目</u>	

※寝屋川流域の恩智川、平野川については、市域に浸水深が50cm以上の危険箇所の想定がないため、判断基準水位の設定は行わない。

◆土砂災害

発 令 情 報	判 断 の 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれか1つに該当するとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象台）の予想で大雨警報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みであるとき。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき。 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれか1つに該当するとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象台）の予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みであるとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・<u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。</u> ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・土砂災害の発生を把握したとき。

【発令対象区域】

地 区	対 象 地 域
堅下地区	法善寺 4 丁目、平野 1・2 丁目、山ノ井町、大県 3・4 丁目、 太平寺 2 丁目、安堂町、高井田
堅上地区	雁多尾畑、青谷、本堂、峠
国分地区	国分本町 4・7 丁目、国分市場 1・2 丁目、国分東条町、 田辺 2 丁目、 <u>旭ヶ丘 1・2 丁目の一部</u> 、旭ヶ丘 4 丁目、玉手町、円明町

土砂災害に関する避難勧告等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域の所在する町丁目単位とする。

資料50 非常招集報告書

非常招集報告書 1 (各班長→各所属対策部長)

非常招集報告書

(年 月 日 時現在)

_____対策部長 様

_____対策部 _____班長 ⑩

- 1 全招集者数 _____名
うち 参集済者 _____名
未参集者 _____名
参集免除者 _____名

2 参集者名簿

所属	役職	氏名	参集時間	備考

3 参集免除者名簿

所属	役職	氏名	免除理由

非常招集報告書 2 (各対策部長→総務対策部長)

非常招集報告書

(年 月 日 時現在)

総務対策部長 様

_____対策部長 ⑩

1 全招集者数 _____名

うち 参集済者 _____名

未参集者 _____名

参集免除者 _____名

2 参集者名簿

別紙のとおり (各班から提出された名簿の写しを添付)

3 参集免除者名簿

別紙のとおり (各班から提出された名簿の写しを添付)

資料51 通信窓口一覧

1 市関係

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
柏原市役所	危機管理課	柏原市安堂町1-55	072-972-1501	521-8900
市立柏原病院		柏原市法善寺1-7-9	072-972-0885	
国分合同会館		柏原市国分本町2-7-2	072-978-6001	
堅上合同会館		柏原市雁多尾畑4812-1	072-979-0572	
柏原羽曳野藤井寺消防組合	指令課	藤井寺市青山3-613-8	072-958-0119	447-11-8900
〃 柏原分署		柏原市河原町1-90	072-972-0119	
〃 国分出張所		柏原市国分本町2-5-5	072-977-0119	
柏羽藤環境事業組合		柏原市円明町666	072-976-3333	

2 大阪府

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
大阪府	危機管理室	大阪市中央区大手前3-1-43 (府庁新別館北館3階)	06-6941-0351 06-6944-6022	200-8920
八尾土木事務所	地域支援・企画課	八尾市荘内町2-1-36 (中河内府民センタービル内)	072-994-1515	305-8910
中部農と緑の総合事務所		〃	072-994-1515	
藤井寺保健所	企画調整課	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	240-618-8900
中部広域防災拠点		八尾市空港1-209-7	072-991-0120	314-8900
大阪府警察本部	警備部警備課	大阪市中央区大手前3-1-11	06-6943-1234	830-8987
柏原警察署	警備課	柏原市古町2-9-9	072-970-1234	
	堅上駐在所	柏原市青谷1019-1	072-979-0556	

3 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
陸上自衛隊第3師団	第3部 防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	072-781-0021 内線 3737・3735	072-781-0021 内線 3301	823-0
第36普通科連隊	第3科	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1	072-782-0001 内線 4031 4032	072-782-0001 内線 4004	824-0

4 指定行政機関及び指定地方行政機関

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527	
大阪管区気象台	気象防災部予報課	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6303	816-8930
日本郵便株式会社 柏原郵便局		柏原市大正3-1-30	072-972-0150	
近畿地方整備局 大和川河川事務所	調査課	柏原市大正2-10-8	072-971-1381	
近畿地方整備局 大阪国道事務所		大阪市城東区今福西2-12-35	06-6932-1421	

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
西日本旅客鉄道(株)柏原駅	駅長室	柏原市上市1-1-32	072-971-0059	
日本電信電話(株)関西支店	設備部災害対策室	大阪市都島区東野田町4-15-82	06-6210-2609	
大阪ガス(株)北東部導管部	緊急保安チーム	東大阪市稲葉2-3-17	072-966-5314	
関西電力送配電(株)			0800-777-3081	
築留土地改良区	事務局	柏原市上市2-7-32	072-972-0761	
青地井手口土地改良区	事務局	柏原市古町2-7-8	072-972-0164	
大和川右岸水防事務組合	事務局	大阪市住吉区遠里小野7-8-18	06-6694-0271	240-853-8900
近畿日本鉄道(株)近鉄八尾駅	駅長室	八尾市市北本町2-153-2	072-922-3753	

6 公共の団体等

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	防 災 行 政 無 線 番 号
一般社団法人柏原市医師会	事務局	柏原市大県4-15-35（オアシス内）	072-971-9007	
大阪中河内農業協同組合 柏原支店		柏原市大正1-6-28	072-972-0276	
柏原市社会福祉協議会	事務局	柏原市大県4-15-35（オアシス内）	072-972-6786	
柏原市赤十字奉仕団	事務局	柏原市安堂町1-55（福祉総務課内）	072-972-1501	

7 府内市町村

機関名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島 1-3-20	(直)06-6208-7388	080-5701	(8)-500-2900
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3 -1	(代)072-233-1101 (直)072-228-7605	072-228-7080	(8)-501-8900
岸和田市	危機管理部 危機管理課	岸和田市岸城町 7-1	(代)072-423-2121 (直)072-423-9437	072-426-0119	(8)-502-8900
豊中市	危機管理課	豊中市中桜塚 3-1-1	(コールセンター) 06-6858-5050	06-6843-2345	(8)-503-8900
池田市	市長公室 危機管理課	池田市城南 1-1-1	(代)072-752-1111 (直)072-754-6263	072-752-	(8)-504-8900
吹田市	総務部 危機管理室	吹田市泉町 1-3-40	(代)06-6384-1231 (直)06-6384-1753	06-6193-	(8)-505-8900
泉大津市	危機管理課	泉大津市東雲町 9-12	(代)0725-33-1131 (直)0725-33-1131	0725-33-	(8)-506-8900
高槻市	総務部 危機管理室	高槻市桃園町 2-1	(代)072-674-7111 (直)072-674-7314	072-674-	(8)-507-8900
貝塚市	都市政策部 危機管理課	貝塚市島中 1-17-1	(代)072-423-2151 (直)072-433-7392	072-423-2151	(8)-508-8900
守口市	危機管理室	守口市京阪本通 2-5-5	(代)06-6992-1221 (直)06-6992-1497	06-6992-	(8)-509-8900
枚方市	危機管理室	枚方市大垣内町 2-1-20	(代)072-841-1221 (直)072-841-1270	072-841-	(8)-510-8900
茨木市	総務部 危機管理課	茨木市駅前 3-8-13	(代)072-622-8121 (直)072-620-1617	072-622-	(8)-511-8900
八尾市	危機管理課	八尾市本町 1-1-1	(代)072-991-3881 (直)072-924-9870	072-924-	(8)-512-8900
泉佐野市	市民協働部自治振興課 危機管理室	泉佐野市市場東 1-295-3	(代)072-463-1212 (直)072-464-3720	072-469-0119	(8)-513-5900
富田林市	市長公室 危機管理室	富田林市常盤町 1-1	(代)0721-25-1000	0721-25-	(8)-514-8900
寝屋川市	危機管理部防災課	寝屋川市本町 1-1	(代)072-824-1181 (直)072-822-2439	072-824-1181	(8)-515-8900
河内長野市	危機管理課	河内長野市原町 1-1-1	(代)0721-53-1111	0721-53-	(8)-516-3900
松原市	市長公室 危機管理課	松原市阿保 1-1-1	(代)072-334-1550 (直)072-337-3151	072-334-1550	(8)-517-8900
大東市	危機管理室	大東市新町 13-35	(代)072-872-2181 (直)072-875-0211	072-872-2181	(8)-449-8901
和泉市	市長公室 公民協働推進室 (危機管理担当)	和泉市府中町 2-7-5	(代)0725-41-1551 (直)0725-99-8104	0725-41-1551	(8)-519-8900
箕面市	総務部 市民安全 政策室	箕面市西小路 4-6-1	(代)072-723-2121 (直)072-724-6750	072-723-2121	(8)-520-8900
羽曳野市	市長公室 危機管理室	羽曳野市誉田 4-1-1	(代)072-958-1111 (直)072-956-0119	072-958-1111	(8)-522-8900

機関名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
門真市	総務部 危機管理課	門真市中町 1-1	(代)06-6902-1231 (直)06-6902-5812	06-6902-1231	(8)-523-8900
摂津市	総務部 防災危機管理課	摂津市三島 1-1-1	(代)06-6383-1111 (直)06-6170-1518	06-6383-1111	(8)-524-8900
高石市	総務部 危機管理課	高石市加茂 4-1-1	(代)072-265-1001 (直)072-275-6245	072-265-1001	(8)-525-8900
藤井寺市	危機管理室	藤井寺市岡 1-1-1	(代)072-939-1111 (直)072-939-1190	072-939-1111	(8)-526-8900
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北 1-1-1	(代)06-4309-3000 (直)06-4309-3130	06-4309-3330	(8)-527-8900
泉南市	総合政策部 危機管理課	泉南市樽井 1-1-1	(代)072-483-0001 (直)072-479-3601	072-483-0001	(8)-528-8900
四條畷市	都市整備部 危機管理課	四條畷市中野本町 1-1	(代)072-877-2121	072-877-2121	(8)-529-8900
交野市	危機管理室	交野市私部 1-1-1	(代)072-892-0121	072-892-0121	(8)-530-8900
大阪狭山市	防災・防犯推進室	大阪狭山市狭山 1-2384-1	(代)072-366-0011	072-366-0011	(8)-531-7900
阪南市	市長公室 危機管理課	阪南市尾崎町 35-1	(代)072-471-5678	072-471-5678	(8)-532-8900
島本町	総務部 危機管理室	三島郡島本町桜井 2-1-1	(代)075-961-5151 (直)075-962-0380	075-961-5151	(8)-533-8900
豊能町	総務部 総務課	豊能郡豊能町余野 414-1	(代)072-739-0001 (直)072-739-3415	072-739-0001	(8)-534-8900
能勢町	総務部 自治防災課 自治防災係	豊能郡能勢町宿野 28	(代)072-734-0001 (直)072-734-0107	072-734-0001	(8)-535-8900
忠岡町	町長公室 自治政策課	泉北郡忠岡町忠岡 東 1-34-1	(代)0725-22-1122	0725-22-1122	(8)-536-8900
熊取町	危機管理課	泉南郡熊取町野田 1-1-1	(代)072-452-1001 (直)072-452-9017	072-452-1001	(8)-537-8900
田尻町	危機管理課	泉南郡田尻町嘉祥寺 375-1	(代)072-466-1000 (直)072-466-5009	072-466-1000	(8)-538-8900
岬町	まちづくり戦略室危機管理担当	泉南郡岬町深日 2000-1	(直)072-492-2759	072-492-2001	(8)-539-8900
太子町	まちづくり推進部 危機管理課	南河内郡太子町大字山田 88	(代)0721-98-0300 (直)0721-98-5525	0721-98-0300	(8)-540-8900
河南町	総合政策部 危機管理室	南河内郡河南町大字白木 1359-6	(代)0721-93-2500	0721-93-2500	(8)-541-8900
千早赤阪村	危機管理室	南河内郡千早赤阪村大字水分 180	(代)0721-72-0081	0721-72-0081	(8)-542-8900

資料52 被害概況報告書

令和 年 月 日	
被害概況報告書	
報告者所属 : _____ 役職 : _____ 氏名 : _____	
情報入手場所 : _____ 情報入手時間 : _____ 日 _____ 時 _____ 分	
通報者 氏名 : _____ 性別 : 男・女 年齢(推・実) : _____ 才 関係 _____	
住所 : _____ TEL _____ - _____ - _____	
報告地	報告要旨
数値情報(確認・推定の別)	私見
概要図	
建築物の全・半壊、道路・橋梁の通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡・行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。	

資料53 被害状況等報告様式

第 4 号様式（その 1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計 人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)		(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

[被害状況即報]

都道府県					区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
						畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報告者名					文 教 施 設	箇所			
					病 院	箇所			
区 分		被 害			道 路	箇所			
人 的 被 害	死 者		人			橋 り ょ う	箇所		
	行方不明者		人			河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			港 湾	箇所		
		軽 傷	人			砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟			清 掃 施 設	箇所		
			世帯			崖 く ず れ	箇所		
			人			鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟			被 害 船 舶	隻		
			世帯			水 道	戸		
			人		電 話	回線			
	一部破損		棟		電 気	戸			
			世帯		ガ ス	戸			
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟		り 災 世 帯 数		世帯		
			世帯		り 災 者 数		人		
			人		火 災 発 生	建 物	件		
	非 住 家	公 共 建 物	棟			危 険 物	件		
		そ の 他	棟			そ の 他	件		

[被害状況即報] (続き)

区 分		被 害	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	都道府県			
公 立 文 教 施 設	千円			市 町 村			
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	計	団体					
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	応急対策の状況						
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況						
	・ 避難の勧告・指示の状況						
	・ 避難所の設置状況						
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況						
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況							
・ 災害ボランティアの活動状況							

第 1 号様式

[災害確定報告]

都道府県				区 分		被 害			
災 害 名 ・ 報告番号		月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
						畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報告者名		文 教 施 設			箇所				
		病 院			箇所				
区 分		被 害			道 路		箇所		
人 的 被 害	死 者		人		橋 り よ う		箇所		
	行方不明者		人		河 川		箇所		
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾		箇所		
		軽 傷	人		砂 防		箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設		箇所		
			世帯		崖 く ず れ		箇所		
			人		鉄 道 普 通		箇所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶		隻		
			世帯		水 道		戸		
			人	電 話		回線			
	一部損壊		棟	電 気		戸			
			世帯	ガ ス		戸			
			人	ブロック塀等		箇所			
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟	り災世帯数		世帯			
			世帯	り 災 者 数		人			
			人						
	非 住 家	公共建物		棟	火 災 発 生	建 物	件		
そ の 他		棟	危 険 物	件					
		棟	そ の 他	件					

[災害確定報告] (続き)

区 分		被 害	対都 道府 県災 害 策 本部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月	日	時	
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円							
その他の公共施設		千円	設 災 置 害 市 対 町 策 村 本 名 部					
小 計		千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円					災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
				計 団体				
そ の 他	千円			消防職員出動 延 人 数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難の勧告・指示の状況）							

資料54 公用令書

従事第	号	公 用 令 書		住 所						
				氏 名						
災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり				従事協力 を命ずる。						
処分権者 氏名				印						
<table><tr><td>従事すべき業務</td></tr><tr><td>従事すべき場所</td></tr><tr><td>従事すべき期間</td></tr><tr><td>出頭すべき日時</td></tr><tr><td>出頭すべき場所</td></tr><tr><td>備 考</td></tr></table>					従事すべき業務	従事すべき場所	従事すべき期間	出頭すべき日時	出頭すべき場所	備 考
従事すべき業務										
従事すべき場所										
従事すべき期間										
出頭すべき日時										
出頭すべき場所										
備 考										

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

保管第	号	公 用 令 書		住 所
				氏 名
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
年	月	日	処分権者 氏名	
				印
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき 場 所	保管すべき 期 間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

管理第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 第 71 条
第 78 条第 1 項

の規定に基づき、次のとおり

管理
を 使用 する。
収用

年 月 日

処分権者 氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 第 71 条
第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）

にかかる処分を次のとおり変更したので同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを
交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第 71 条
第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）
にかかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料55 自衛隊災害派遣等様式

○ 知事への要求書様式

		文書番号
		年 月 日
大阪府知事 様		
		柏原市長
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。		
記		
1 災害の情况及び派遣要請を <u>要求</u> する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

文書番号
年 月 日

大阪府知事 様

柏原市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請の要求日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要諦を要求する事由
- 4 その他参考となるべき事項

資料56 地すべり・急傾斜地災害報告

緊急・詳細報告用

第 報

災 害 報 告（地すべり）

（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな 発生場所									地区名				
	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字						
発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]				年 月 日 時							
気象 状況	異 常 気 象 名						観測所名		災害発生場所からの距離 km				
	連 続 雨 量		mm		年 月 日 時～		年 月 日 時						
	最大 24 時間雨量		mm/24hr		年 月 日 時～		年 月 日 時						
	最 大 時 間 雨 量		mm/hr		年 月 日 時～		年 月 日 時						
地すべり規模		幅	m		長さ	m		斜面勾配	度		移動層厚	m 拡大の見込 有・無	
		保全対象人家戸数				戸		公共施設					
移動 状況	最大時間移動量（時速）		m or mm		年 月 日 時～		時		観測地点				
	移 動 総 量		m or mm		年 月 日 時 分～		年 月 日 時 分		観測地点				
	近年の移動履歴		有・無		年 月 日 時～		年 月 日 時						
	変 状		き裂	有・無		陥没	有・無		隆起	有・無		湧水	有・無 末端の押出の有無 有・無
危険 箇所	地すべり危険箇所		該当	有・無		危険度 [A ・ B ・ C]				所管 [国土 ・ 林 ・ 農]			
	地すべり防止区域		指定	有・無		指定年	年		既設対策工の有無		有・無		所管 [国土 ・ 林 ・ 農]
被害 状況	人的被害	死 者	() () 名				被害 者 年齢	才		農地 被害	(種類・面積)		
		行方不明	() () 名					才					
		負 傷 者	() () 名					才					
	人家被害	全壊・流出	() () 戸		木造	() () 戸		RC	() () 戸		(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)		
		半 壊	() () 戸		木造	() () 戸		RC	() () 戸				
		一部損壊	() () 戸		木造	() () 戸		RC	() () 戸				
	非住家被害		戸 宅地擁壁の被害				戸 (空積・練積・RC・その他)						
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・ 鉄道・橋梁・河川構 造物 等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
	その他												
	避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)												
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)													
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]													
関係法令等 (該当する 項目に○を つける)		直 轄	砂防指定地					旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
		保安林	土石流危険渓流 [I ・ II ・ 準ずる]					建築基準法による災害危険区域					
		国有林	急傾斜地崩壊危険区域					建築基準法により条例で建築を制限している区域					
		民有林	急傾斜地崩壊危険箇所					宅地造成工事規制区域					
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域					宅造基準条例の適用区域						
		土砂災害特別警戒区域					土砂災害警戒区域						
		災害対策基本法防災計画区域											
		その他 ()											
報 告 者	①所属 氏名				③所属 氏名								
	②所属 氏名				④所属 氏名								
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること													
座 北緯 度 分 秒 標 東経 度 分 秒													

地区名 _____

平面図

断面図

※写真は別途 e-mail にて送付すること

災 害 報 告（がけ崩れ）

(年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生 場所							地 区 名			
	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]			大字		
発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時						
気象 状況	異 常 気 象 名				観測所名				災害発生場所からの距離 km	
	連 続 雨 量		mm		年 月 日 時～		年 月 日 時			
	最大 24 時間雨量		mm/24hr		年 月 日 時～		年 月 日 時			
	最 大 時 間 雨 量		mm/hr		年 月 日 時～		年 月 日 時			
斜面 の種 類	自 然 斜 面	H＝ m		横断図（別途添付しても良い）				概況平面図（別途添付しても良い）		
	人 工 斜 面	H＝ m								
	勾 配 θ1			度						
拡大の見込み		[有 ・ 無]								
保全対象人家戸数		戸								
崩壊の 状況		高さ	m		巾	m				
		面積	m ²		勾配 θ2	度				
		崩壊又は流出土砂量	m ³							
		がけ下端の堆積深	m							
		がけ下端と被害家屋 までの距離	①家屋 m							
			②家屋 m							
		被害家屋位置の堆積 深	①家屋 m							
			②家屋 m							
		崩土の到達距離	m							
		その他								
被害状況	人的被害	死 者	() () 名		被害 者 年齢	才		(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)		
		行方不明	() () 名			才				
		負 傷 者	() () 名			才				
	物的被害	人 家	全壊・流出	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸		
			半 壊	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸		
			一部損壊	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸		
		非住家被害		戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)				
		公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
	その他									
	避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)									
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)										
関係法令等 (該当する 項目に○を つける)					災害関連緊急事業申請の有無 [有 ・ 無 ・ 調査中]					
	直 轄	砂防指定地		地すべり防止区域 [国土 ・ 林 ・ 農]						
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域						
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域						
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域							
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域							
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号		箇所番号					
報 告 者	①所属	氏名		③所属	氏名					
	②所属	氏名		④所属	氏名					
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること					座 標	北緯	度	分	秒	
※ 写真は必要に応じ別途 e-mail にて送付のこと						東経	度	分	秒	

資料57 土石流災害報告

緊急報告用

第 報

災害報告（土石流等）

(年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所						地区名	
	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字			
ふりがな 河川	1級・2級・その他		水系		川		[沢・川・谷]
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時	分	
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()						
気象 状況	異常気象名				観測所名		
	連続雨量	mm	年	月	日	時	年 月 日 時
	最大 24 時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	年 月 日 時
	最大 時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	年 月 日 時
土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の	／ 程度
溪流の情報	区分	Ⅰ・Ⅱ・準ずる・危険溪流ではない			流域面積	km ²	河床勾配 1 /
被害 状況	人的被害	死者	名	被害者 年齢	才	農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)
		行方不明	名		才		
		負傷者	名		才		
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)			
		半壊	戸				
		一部損壊	戸				
		床上浸水	戸				
		床下浸水	戸				
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)				
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
二次災害の可能性	(有・無)						
保全対象	km 下流に人家 戸 (人)			道路名等			
	(その他)						
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)							
					災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]	
関係法令等 (該当する 項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)			地すべり防止区域 [国土・林・農]		
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]			急傾斜地崩壊危険区域		
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域		
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域		
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域			
	その他 ()						
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名	
	②所属	氏名			④所属	氏名	

※ [添付図面等]
都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
※ 写真は、別途 e-mail にて送付すること

（溪流名）

災 害 報 告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

（調査中・確認済・不明） 気象状況	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名		距離		km						
	連続雨量		（緊急報告に記載）										
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）										
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）										
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時～ 年 月 日 時										
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差		m		※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。						
			風向（災害発生時）										
風力（災害発生時）			m/s										
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕		人家戸数		戸									
		人口		人									
		耕地面積		ha									
		災害弱者関連施設		1有・2無		施設名							
		公共施設		1有・2無		施設名							
		土石流氾濫区域の面積		m ²									
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕		人的被害		死者		名		警戒区域					
				行方不明		名		警戒区域					
				負傷者		名		警戒区域					
		人家被害		全壊・流出		戸		木造		戸		戸	
				半壊		戸		木造		戸		戸	
				一部損壊		戸		木造		戸		戸	
防災計画	市町村地域防災計画への記載		溪流名		〔無・有〕								
			避難場所		施設名								
			避難経路		〔無・有〕								
	表示板設置		〔無・有〕（ 箇所）										
	警戒避難基準雨量の設定		〔無・有〕		連続雨量		mm		時間雨量		mm/hr		
設定時期					年 月								
現地調査結果	土砂流出状況		〔無・有〕				氾濫区域Ⅰ		氾濫区域Ⅱ		氾濫区域Ⅲ		
					氾濫面積		m ²		m ²		m ²		
					平均堆積深		m		m		m		
					最大堆積深		m		m		m		
					氾濫最大延長×氾濫最大幅		m × m						
					氾濫終息点の勾配		度						
					最大礫径		m						
	流域内の既存施設		〔無・有〕		合計		基		(透過型)		(不透過型)		
					(砂防)		基		基		基		
					(治山)		基		基		基		
					(所管不明)		基		基		基		
	天然ダム		〔無・有〕										
崩壊地付近の亀裂		〔無・有〕											
流木の堆積場所		〔無・有〕		堆砂区域上流 ・ 堆砂地内 ・ 水通し部 ・ ダム下流部									
		〔無・有〕		その他（ ）									
通報者または第一発見者（該当する項目に○をつける）		〔確認済・不明〕				市町村（部署名）							
						住民							
						その他							
				座標		北緯 度 分 秒		東経 度 分 秒					

資料58 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

別表第一(第二条関係)

(昭四五規則一〇〇・昭四六規則五九・昭四七規則七四・昭四八規則九九・昭四九規則四・昭四九規則七〇・昭四九規則九五・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五五規則七一・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五八規則五六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一七規則一二一・平一八規則一一〇・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令元規則四九・令三規則九三・一部改正)

救 助 の 種 類		救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の 期 間
<u>避難所及び 応急仮設住 宅の供与</u>	避難所	一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 に供与する。 二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、 これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、 天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及 び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用 謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並び に仮設便所等の設置費(<u>法第四条第二項の避難所につい ては、建物の使用謝金及び光熱水費</u>)とし、<u>一人一日につき 三百三十円以内とする。</u> 四 <u>福祉避難所</u>(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)) であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要と するものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、<u>三 の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通 常の実費を加算することができる。</u> 五 <u>避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、 避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、 ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与す ることができる。</u>	<u>法第四条第 一項第一号 の避難所に ついては災 害発生の日 から七日以 内、同条第二 項の避難所 については 法第二条第 二項の規定 による救助 を開始した 日から災害 が発生しな かったと判 明し、現に救 助の必要が なくなった 日又は災害 が発生し同 条第一項の 規定による 救助を行う 旨を同条第 三項の規定 により公示 した日まで の期間以内</u>
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない 者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないもの に、次に掲げる住宅を供与する。 二 <u>建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与す るものをいう。以下同じ。)</u> イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用するこ	完成の日か ら二年以内

救 助 の 種 類		救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の 期 間
		<u>と。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</u> ロ 一戸当たりの規模は、<u>応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とする。</u> ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、<u>五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</u> ニ <u>福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)</u>を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ <u>供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</u> 二 <u>賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</u> イ <u>一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</u> ロ <u>災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</u>	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物による。 三 支出<u>することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百六十円以内とする。</u>	災害発生の日から七日以内
	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二 支出<u>することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</u>	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地	災害発生の日から十日以内

救 助 の 種 類		救 助 の 程 度 及 び 方 法						救助の 期 間
		域の全ての居住者等が避難等をするをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 支出 <u>することが</u> できる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。						
	区分	季別	世 帯 区 分					6人以上1人増すごとに加算する額
			1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	
	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
		冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 二 救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。 三 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 四 支出 <u>することが</u> できる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費						災害発生の日から十四日以内

救 助 の 種 類		救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の 期 間
		ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内	
	助産	一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額	分べんした日から七日以内
被災者の救出		一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理		一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円	災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)
生業に必要な資金の貸与		一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な	災害発生の日から一月以内

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の 期 間
	具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して<u>貸与する</u>。 三 <u>貸与することができる金額は、次の額以内とする。</u> イ 生業費 一件につき三万円 ロ 就職支度費 一件につき一万五千元 四 <u>貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</u>	
学用品の給与	一 <u>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)</u>及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、<u>特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)</u>に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、<u>現物をもつて</u>行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 三 <u>支出することができる費用は、次の額以内とする。</u> イ 教科書代 (1) <u>小学校の児童及び中学校の生徒</u> 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) <u>高等学校等の生徒等</u> 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) <u>小学校の児童</u> 一人につき 四千五百円 (2) <u>中学校の生徒</u> 一人につき 四千八百円 (3) <u>高等学校等の生徒等</u> 一人につき 五千二百円	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもつて行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 三 <u>支出することができる費用は、一体につき大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。</u>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 二 <u>支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための</u>	災害発生の日から十日以内

救 助 の 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の 期 間
	機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	
死体の処理	一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ <u>検案</u> ハ 死体の一時保存 三 <u>検案</u>は、原則として救護班によつて行う。 四 支出<u>することができる</u>費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用<u>することができない</u>場合 一体につき 五千四百円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により<u>検案</u>ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住<u>することができない</u>状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出<u>することができる</u>費用は、<u>各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万七千九百円以内とする。</u>	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の<u>搜索</u> ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出<u>することができる</u>費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第三条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・平二〇規則六九・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令二規則八九・令三規則九三・一部改正)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第四条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	円 22,500	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による <u>指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内</u>
	薬剤師	16,600		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600		
	救急救命士	14,100		
	土木技術者及び建築技術者	15,200		
	大工	21,700		
	左官	23,000		
	とび職	24,800		
政令第四条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・平二六規則一・平二九規則八六・令三規則九三・一部改正)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

避難所名

整理番号：

避難者カード（世帯単位）

年 月 日 現在

区分 (どちらかに○)	避難者（避難所での生活を希望）
	在宅被災者（自宅等で生活するが配給等が必要な方）

入所年月日	年 月 日	退所年月日	年 月 日		
避難者 (ここに避難してきた人のみ)	ふり 氏 名	性別	年齢	要配慮者※1 等配慮が必要なこと	協力可能事項※2
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
安否不明の家族	いない ・ いる →安否不明者の氏名：				
安否の問合わせに氏名と住所を公表してよいか（必ずどちらかに○印）				よい よくない	
自宅住所					
自宅電話番号	二 二		携帯番号	二 二	
自動車（車中泊）	車種	色	ナンバー		
加入自治会	（ 自治会 ） ・ 未加入		ペット	同行あり※3・同行なし	
自宅の被害	被害あり・被害なし・不明		ライフライン	停電・断水・ガス停止	
緊急連絡先	氏名	電話番号			
退所後の住所			退所後の電話番号		

※1 要配慮者：介護が必要な人、障害者、乳児、妊産婦、食物アレルギー、日本語がわからない人等

※2 協力可能事項：避難所運営で協力できることがあれば、下記の番号を記入してください。

1. 清掃活動	8. パソコンデータ入力	15. 通訳翻訳（ 語 ）	22. 点訳
2. 炊き出し（調理）	9. ホームページ、SNS	16. 避難者の見守り	23. 学習補助
3. 栄養士	10. 書類整理	17. 簡単な身体介助	24. 遊び相手
4. 物資配布	11. 会計	18. 介護	25. 保育士
5. DIY（大工	12. 記録（写真・動画）	19. 看護	26. 教員
6. 電気工事	13. 車両誘導・整理	20. 手話	27. その他
7. 水道工事	14. 警備・パトロール	21. 要約筆記	（ ）

※3 ペットの飼育ルールがあります。また、ペット登録台帳への登録をお願いします。

避難所状況報告書（第 報）

報告日時： 月 日 時 分

<u>1 避難所名</u>				
<u>2 報告者名</u>	<u>区分</u>	☐ 市職員 ☐ 施設管理者 ☐ 地域		
	<u>所属</u>		<u>氏名</u>	
	<u>連絡先</u>			
<u>3 開設の可否</u>	☐ 可 ☐ 否（理由 _____）			
<u>4 開設日時</u>	月 日 時 分			
<u>5 避難者情報</u>	<u>避難者数</u>	人	<u>避難世帯数</u>	世帯
	<u>うち男性</u>	人	<u>避難の有無</u>	☐ 高齢者 ☐ 妊産婦 ☐ 乳幼児 ☐ 外国人
	<u>うち女性</u>	人		
<u>6 ライフライン など</u>	<u>電気</u>	☐ 未確認 ☐ 使用可 ☐ 使用不可		
	<u>水道</u>	☐ 未確認 ☐ 使用可 ☐ 使用不可		
	<u>ガス</u>	☐ 未確認 ☐ 使用可 ☐ 使用不可		
	<u>トイレ</u>	☐ 未確認 ☐ 使用可 ☐ 使用不可		
	<u>電話</u>	☐ 未確認 ☐ 使用可 ☐ 使用不可		
<u>7 特記事項 （その他）</u>				

※報告時に把握している範囲で記載してください。

資料61 食糧依頼伝票

避難所名

食糧依頼伝票

避難所	報告日時	月 日 時 分			
	記入者氏名				
	電話		F A X		
	報告項目	食料依頼数			
		普通食	やわらかい食事	離乳食	粉ミルク
	避難所内 避難者	食	食	食	食
	在宅被災者	食	食	食	食
合 計	食	食	食	食	
その他の依頼内容					

災害 対 策 本 部	受領日時	月 日 時 分			
	担当者名				
	対応項目	食料配送数			
		普通食	やわらかい食事	離乳食	粉ミルク
	避難所内 避難者	食	食	食	食
	在宅被災者	食	食	食	食
	合 計	食	食	食	食
	発注業者				
	配送業者				
配送確認時間	時 分				

資料62 物資依頼伝票

避難所名

物資依頼伝票

依頼日時	月 日 時 分			
担当者名				
住所				
連絡先	電話		FAX	

物資コード ※1	避難所記載欄※2			配送拠点記載覧	
	品目	サイズ等	必要数	配送数	備考

※1 「物資コード」(資料1)を記入してください。

※2 1行につき1品目、数量はキリのよい数で依頼してください。また、必要なサイズ毎に記載行を変えてください。

配送担当者		避難所 受領サイン	
-------	--	--------------	--

資料63 物資管理簿

避難所名	No.

物資管理簿

品目							単位 (個／本など)				
物資コード											
No.	年	月	日	納入元	発送先	納入数	発送数	残数	記入者	備考	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											